

緑の基本計画

第2次 東広島市



東広島市

令和5年3月

目次

序章	1
1. 緑の基本計画の策定にあたって	1
(1) 緑の基本計画とは	1
(2) 緑地の分類	3
第1章 現況	6
1. 東広島市の概況	6
(1) 位置・自然的条件	6
(2) 人口	7
(3) 緑の変遷	8
2. 緑の現況	9
(1) 緑の現況量(緑地率)	9
(2) まもる緑(保全系)・つくる緑(創出系)の現況	11
(3) 緑の機能からみた現況	16
3. 課題の整理	21
(1) 保全系・創出系の緑の課題	21
(2) 課題のまとめ	32
第2章 基本理念と基本方針	33
1. 基本理念	33
2. 基本方針	34
3. 緑の将来像図	35
4. 緑地の保全及び緑化の目標	36
(1) 都市公園等の整備目標	36
(2) 緑地の確保目標	36
(3) 市民の緑や環境に対する意向に関する目標	37
(4) 市民との協働による緑の保全・創出に関する目標	37
第3章 計画推進のための施策	40
施策- 1 山林の保全と活用	40
施策- 2 農地の保全と活用	41
施策- 3 歴史ある緑の保全と活用	42
施策- 4 河川、海岸とため池の保全と活用	43
施策- 5 住区基幹公園等の整備	44
施策- 6 都市基幹公園等の整備	45
施策- 7 安全で安心な公園等の整備	46
施策- 8 災害に強い緑の整備	47
施策- 9 公共公益施設の緑化	49
施策-10 民有地、企業地等の緑化推進	51
施策-11 新たな手法を用いての緑の拠点づくり	52
施策-12 緑を支える人づくり、仕組みづくり	54
第4章 緑化重点地区	56
1. 緑化重点地区の設定	56
(1) 緑化重点地区とは	56
(2) 緑化重点地区の設定	56
2. 地区別整備方針	58
(1) 寺家地区(約56.4ha)	58
(2) 西条第二地区(約157.9ha)	60
(3) 八本松地区(約27.8ha)	62
参考資料 用語の解説	64

序 章

1. 緑の基本計画の策定にあたって

(1) 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。都市における緑(ここでの「緑」は、樹木、草花などの植物のほか、それらを含む公園、広場、農地、樹林地、河川・湖沼などの土地(緑地)、空間を含む幅広い概

念です。)の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するため、緑の基本計画を策定します。

緑の基本計画で概ね定める事項は、次のとおりです。

緑の基本計画でおおむね定める事項(都市緑地法第4条第2項)

1. 緑地の保全及び緑化の目標
2. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
3. 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
4. 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
5. 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
6. 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
7. 緑化地域における緑化の推進に関する事項
8. 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

1) 策定の背景

本市は、平成17年2月に黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町との合併により、市域が拡大しています。また、環境問題の顕在化、少子高齢化社会、地方分権社会の進展、歴史文化に対する意識の高揚といった、社会情勢の変化が生じていることから、拡大市域のまちづくりに整合し、変化に対応した緑地・緑化に関する総合計画が必要とされています。

さらに、上位計画となる東広島市総合計画が改訂されたことから、上位計画に示される本市の将来像の実現に向けた、都市計画に関する諸施策を適切に推進するために、都市計画マスタープランを改訂する必要があり、都市計画マスタープランの策定に併せて、緑の基本計画を策定するものです。

序章

2)計画の役割

緑の基本計画は、本市における都市公園等の整備、緑地の保全、市街地の緑化など、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に進めるための指針となる計画です。

また、本計画は、市民、事業者、行政が協力して緑地の保全及び緑化の推進にかかる取組みを進めていくための指針となるとともに、国や県などの関係機関に対し、協力・支援を求める上での指針となります。

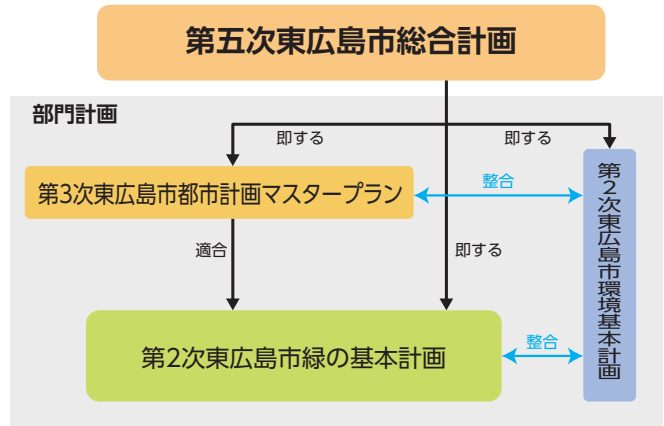


図 1 計画の位置づけ

3)策定の流れ

緑の基本計画策定にあたっては、地域別ワークショップやパブリックコメントを行い、広く市民の意見を取り入れて策定しています。

4)第1次緑の基本計画の目標におけるリフレクション

近年、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。少子高齢化と人口減少、環境問題等への関心の高まり、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、価値観の多様化など従来には見られなかった社会経済状況の変化に対応した都市政策、公園緑地政策が求められています。このような背景から、第1次緑の基本計画策定以後、豊かな都市空間の形成に向けて、民間の力も最大限に活用しながら、量的な面だけでなく、質的な面も含め緑地の保全・創出を図るため、都市緑地法をはじめとする都市の緑に関する一連の改正が行われました。

第2次緑の基本計画の策定を進める上で、第1次緑の基本計画における「緑地の保全及び緑化の目標」の実施状況を見ると、都市公園等の整備や緑地の確保については、目標値を下回っている状況です。その一方で公園里親制度活用件数は目標値を上回っています。これらの法律改正や実施状況を踏まえて、第2次緑の基本計画を策定しています。

5)対象地域

緑の基本計画の対象地域は、東広島市全域とします。

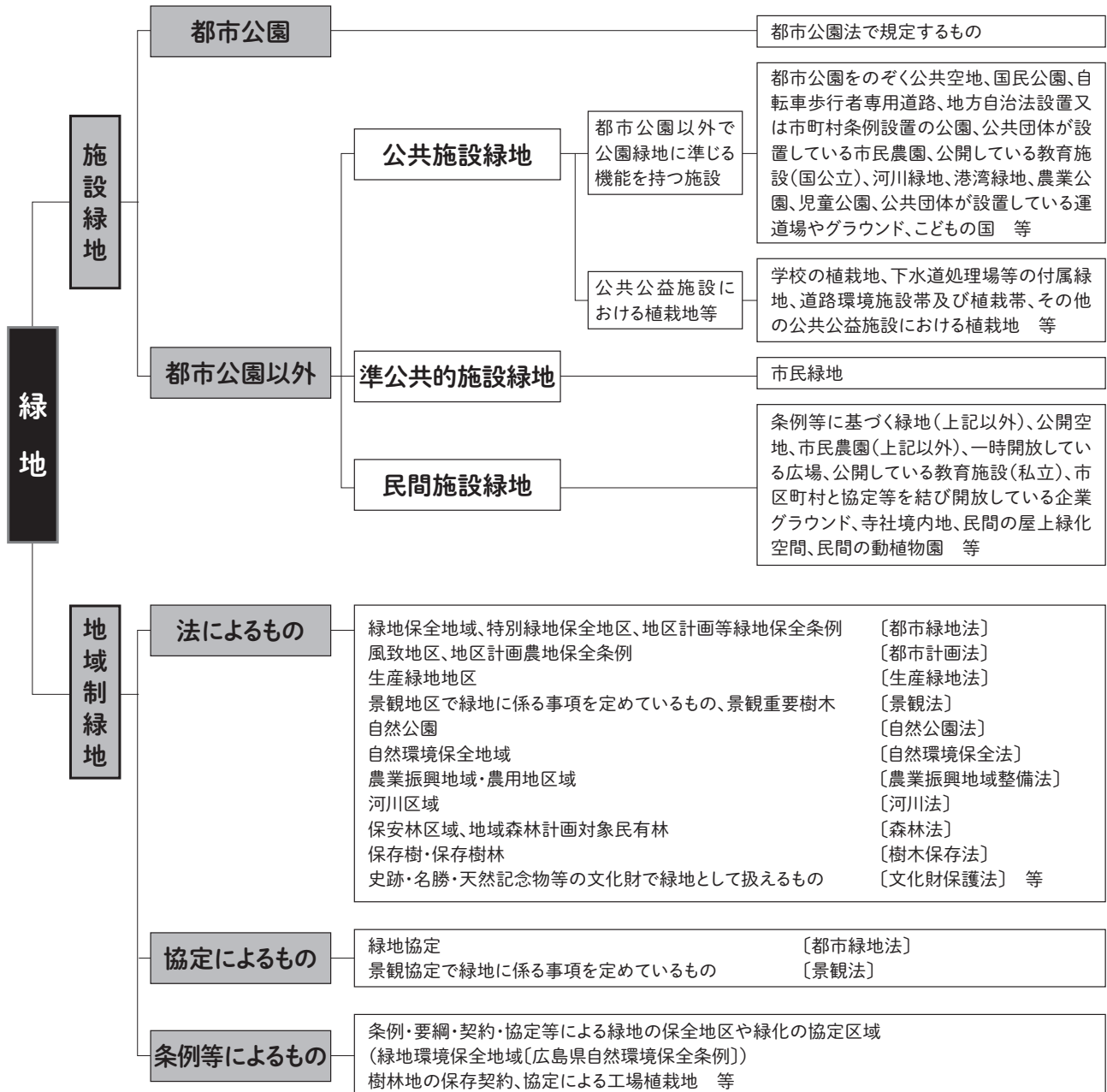
緑の基本計画の対象地域
(東広島市全域)



図 2 対象地域

(2) 緑地の分類

計画対象とする緑地は、公園などの施設として整備される「施設緑地」と一定の区域を指定して土地利用を制限して確保される「地域制緑地」に大別することができます。



出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版

図 3 緑地の分類

序 章

1) 緑の機能(4系統)

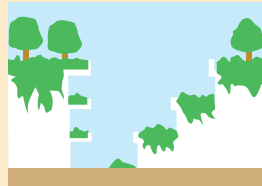
緑には多様な機能が備わっており、適正な保全・整備・管理を行うことで、これらを緑の恩恵として市民にもたらされることが期待できます。

① 都市環境維持・改善機能

緑陰の提供、大気汚染の浄化(気温の緩和(CO₂吸収))、生物の生育地・生息地



緑陰の提供、大気汚染の浄化



気温の緩和



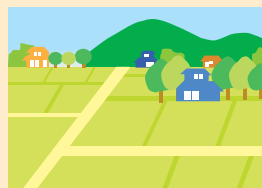
生物の生息環境

② 景観形成機能

自然景観の構成、田園風景の構成、都市景観に風格を与える



自然景観の構成



田園風景の構成



都市景観に風格を与える

③ 健康・レクリエーション機能

様々な余暇活動の場、休養・休息の場、運動・遊びの場



様々な余暇活動の場



休養・休息の場



運動・遊びの場

④ 防災機能

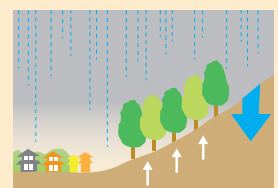
延焼の遅延や防止、災害時の避難場所、自然災害の抑制(洪水調節など)



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流出量の調整、洪水の予防

出典: 緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版

2)まもる緑(保全系)・つくる緑(創出系)

本計画で取り扱う緑は、現在も良好な自然環境を形成しており、今後も守っていくべき緑(保全系)と、良好な都市環境を形成するためにつくりだしていくべき緑

(創出系)に分けて検討します。

地域制緑地は主に保全系、施設緑地は主に創出系の緑として扱い、保全・緑化の計画を策定します。

①まもる緑(保全系)

市街地の周辺に存在する自然の緑で、法適用等により保全していきます。

保全系の緑	
山林の緑	主に背景林として、東広島市の自然の骨格を構成している。
農地の緑	市街地と山林の中間部にあり、周辺の樹林地や農地と集落が一体となった田園風景を構成している。自然とのふれあいが身近に感じられるエリアである。
水辺の緑	河川、ため池・ダム湖、渓谷など、水と緑で構成される良好な自然環境である。特に、東広島市には田園エリアを中心にため池が多く存在しており、周辺の農地や樹林地と一体的となり、特徴的な景観を形成している。
その他の緑	社寺林や文化財等周辺の緑など、歴史的・文化的に意義のある緑地。

②つくる緑(創出系)

主に市街地や施設内に整備される緑で、都市環境の維持改善や都市景観の形成、身近な生活環境の改善のために創出していきます。

創出系の緑	
都市公園等 注)	子どもの遊び場や多様なレクリエーションや健康維持の場などとして利用する緑。(都市公園、運動公園、歴史公園、都市緑地、緑道、小中学校の運動場など)
街路樹 (道路)	道路の付帯施設として創出される緑で、都市に風格を与えたり、快適な歩行者空間を創出したりする緑。
公共施設 の緑	官公庁施設や教育施設など、公共施設の良好な環境や景観形成のために創出される緑。
民有地の緑	個人の住宅の庭や工場や業務地に創出される緑で、道路などの公共空間に接する部分においては、良好なまちなみ景観の形成に寄与している。

注)都市公園等とは、都市公園のほか、市民グラウンド、コミュニティスポーツ広場など、都市公園と同等の機能を有する類似施設を含めたものです。

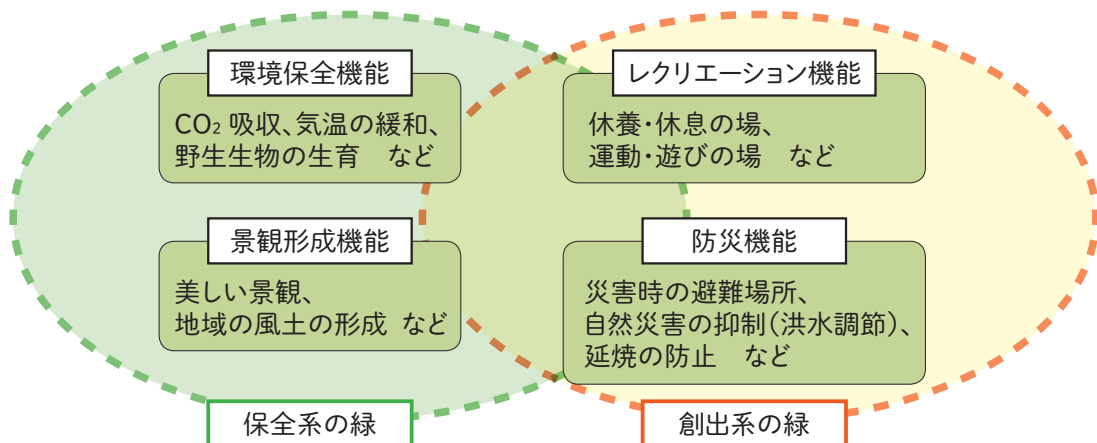


図 4 4つの機能との関連図

第1章 現況

1. 東広島市の概況

(1)位置・自然的条件

本市は、広島県の中央に位置し、面積は約635km²と広島県の約7.5%を占めています。

また、拠点空港である広島空港に隣接し、山陽新幹線、山陽自動車道、東広島呉自動車道等が整備されるなど、交通の要衝といえます。

自然的条件としては、周囲を標高500～900mの山々に囲まれ、盆地状の地形が大部分を占めています。北部は概ね中山間地域に属し、中央部から南部の黒瀬地域にかけてある程度のまとまりを持った平坦地が広がっています。

西条地域から安芸津地域にかけては、尾根を挟んで標高が次第に低くなり、瀬戸内海に面して小規模な平坦地が広がっているほか、大芝島などの島しょ部を有しています。

流域の構成は、独立した水系である安芸津地域を

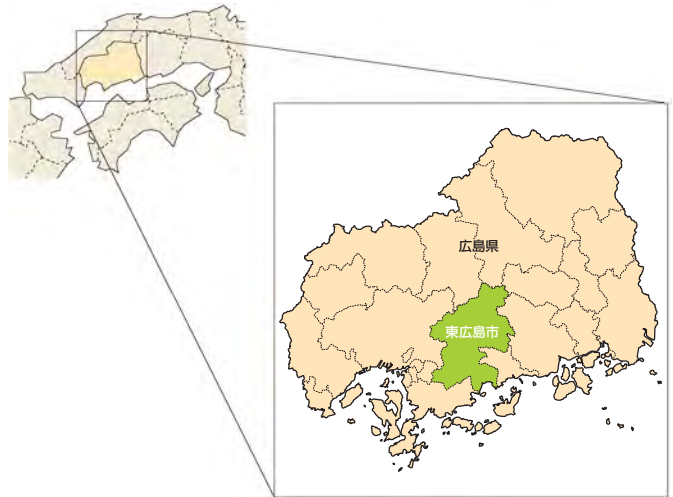


図1-1 位置図

除き、6系統の水系（一級河川太田川、江の川、二級河川瀬野川、黒瀬川、賀茂川、沼田川）から成り立っていますが、概ね黒瀬川及び沼田川水系の流域に属しています。

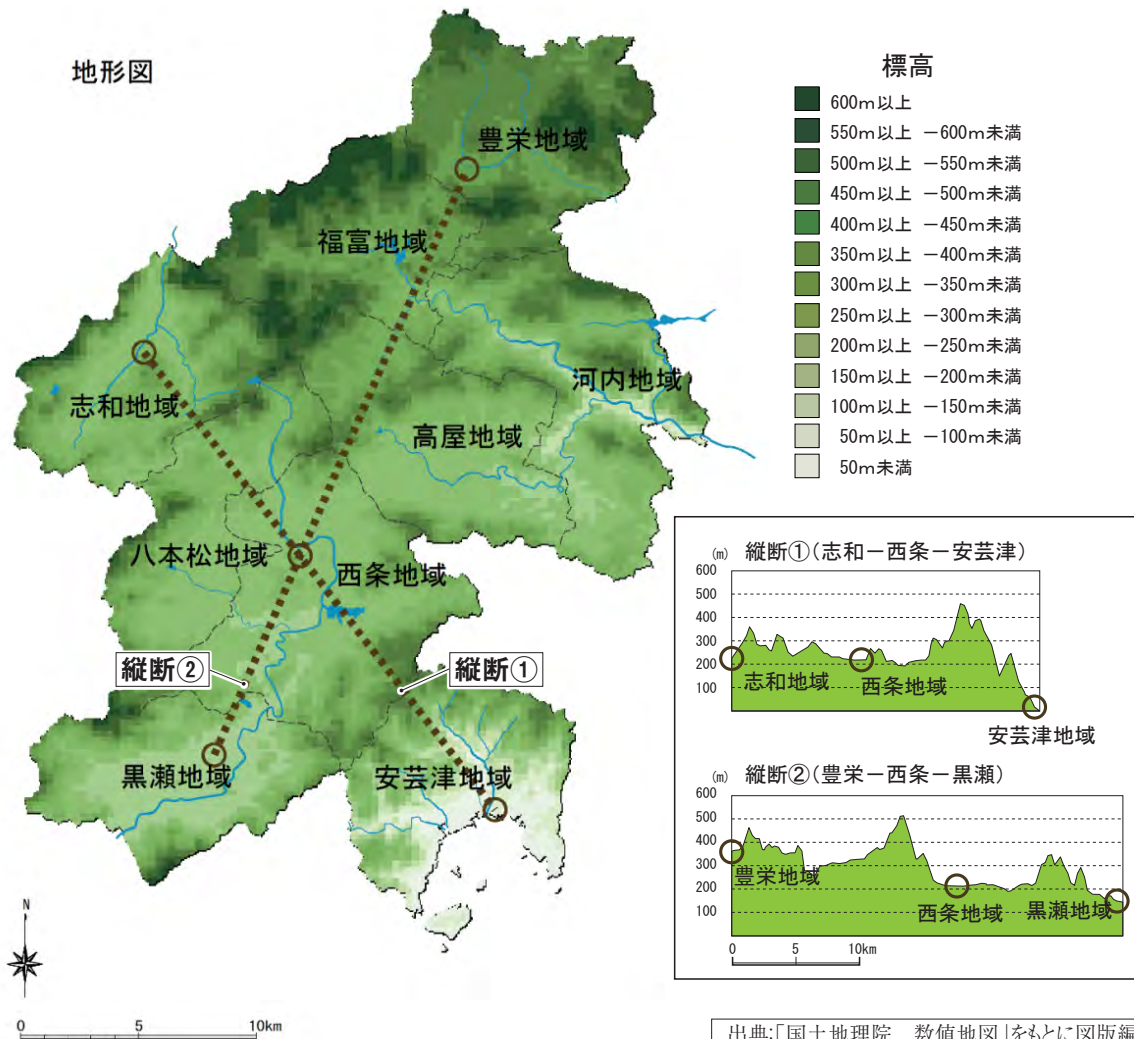
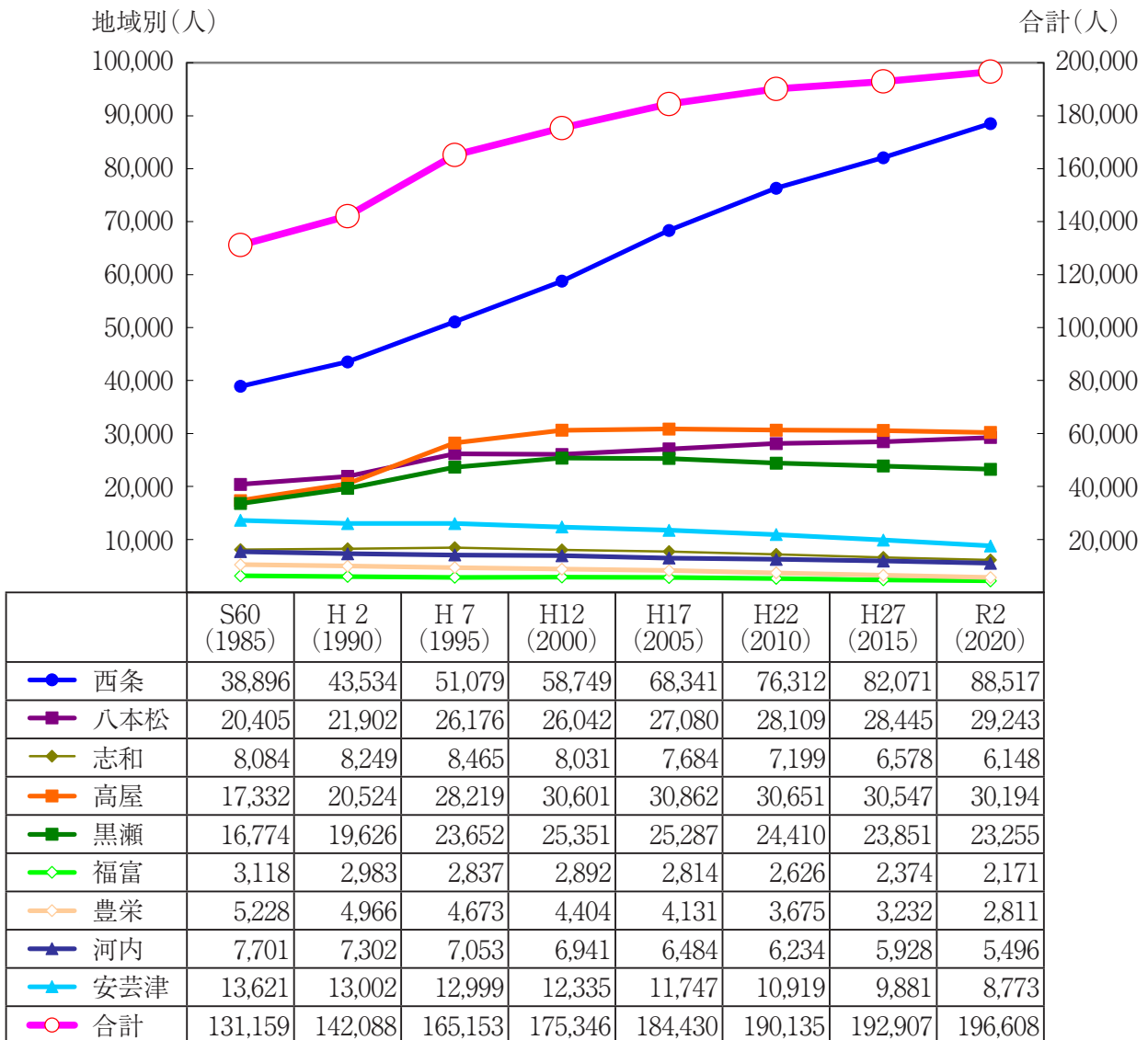


図 1-2 地形図

(2)人口

全体人口は緩やかな増加傾向が続いており、中心市街地の高密度化が進みつつありますが、志和地域、福富地域、豊栄地域、河内地域、安芸津地域では人口減少、少子高齢化が進展しています。



出典:昭和60年～平成27年は「統計でみる東広島2020」をもとに図版編集
令和2年の数値は、国勢調査(R2)をもとに図版編集

図表 1-3 人口の推移 (国勢調査)

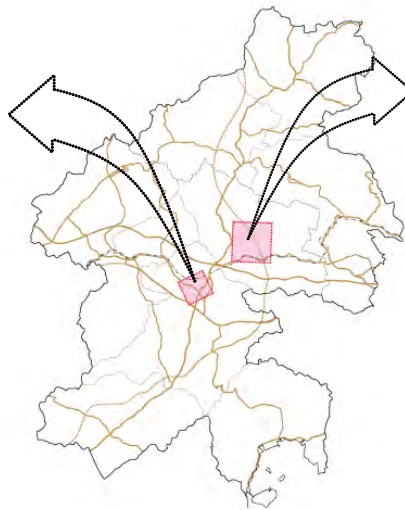
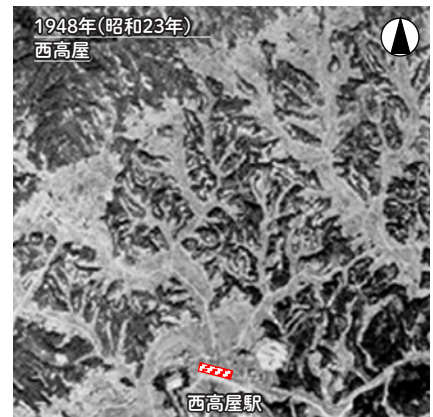
第1章 現況

(3) 緑の変遷

東広島市は、賀茂学園都市建設や広島中央テクノポリス建設などの社会基盤や産業基盤の整備を推進してきました。

このような丘陵部の開発や市街地整備の結果、多くの緑が失われ、市街地のスプロールが進行しています。

■ 航空写真にみる東広島市の変遷(西条駅周辺・西高屋駅周辺)



出典:2020年以前は「国土変遷アーカイブ(国土地理院)」
2020年は「令和2年東広島市航空写真撮影業務」

図 1-4 航空写真にみる東広島市の変遷

2. 緑の現況

(1) 緑の現況量(緑地率)

緑地率は、行政区域等に対して永続性のある緑地の割合で、都市公園等と公共施設緑地による施設系の緑地と、保安林等の面的に広がる地域制緑地の2種類の緑地率を算出しています。

1) 施設系緑地の現況量

施設系緑地は行政区域全体では2.6%となっていますが、都市公園等が整備された市街化区域では12.7%となっています。公共施設緑地では、河川・湖池

の緑地量が最も多くなっていますが、市街化区域では広島大学が大きな緑地を有しています。

表 1-5 緑地現況量

(単位:ha)

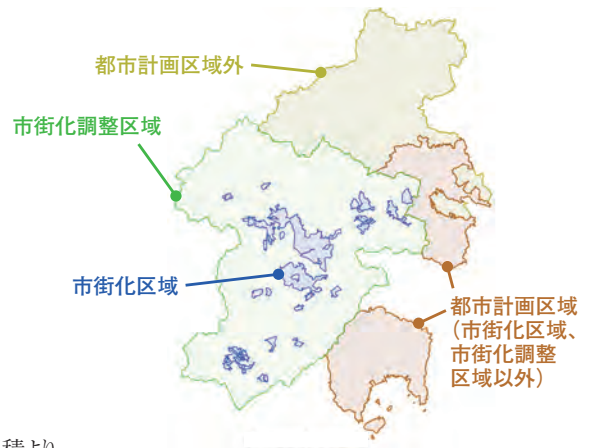
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域 (市街化区域、 市街化調整区域以外)	都市計画区域	都市計画区域外	行政区域合計
都市公園(※1)	82.08	42.96	—	125.04	0	125.04
都市公園に準じる公園(※1)	29.80	164.27	—	194.07	33.37	227.44
公共施設緑地						
公共公益施設(※2)	188.72	45.75	44.62	279.09	11.61	290.70
都市計画道路(街路樹帯)(※3)	5.28	1.27	0	6.55	0	6.55
河川・湖池(※4)	71.19	609.04	145.80	826.03	178.69	1004.72
緑地の合計	377.07	863.29	190.42	1430.78	223.67	1654.45
区域面積(※5)	2,979	32,250	11,905	47,134	16,398	63,516
緑被率(%)	12.7	2.7	1.6	3.0	1.4	2.6

「都市公園」「都市公園に準じる公園」について

(※1):都市計画区域(市街化区域、市街化調整区域以外)において、用途地域は市街化区域、用途白地地域は市街化調整区域に含まれる(出典:令和3年3月 東広島市公園台帳、令和2年 都市公園に準ずる施設データ)

「公共施設緑地」について(GISによる図上計測)

- (※2):公共施設緑化状況データ(GIS)を右図に示す区域範囲を用いて図上測定(オーバーレイによる面積集計)
- (※3):DMデータで確認できる都市計画道路沿いの街路樹帯をポリゴン化し、右図に示す区域範囲を用いて図上測定(オーバーレイによる面積集計)
- (※4):基盤地図情報(国土地理院)の複数の水域データのポリゴンを接合し、右図に示す区域範囲を用いて図上計測(オーバーレイによる面積集計)



「区域面積」について

(※5):第3次東広島市都市計画マスタープラン(P3)の表4、行政区域等面積より

第1章 現況

2)地域制緑地の現況量

行政区域の約3割を占める地域制緑地は、山林の約3割を占める保安林や農地の約7割を占める農用地区域等で構成されていますが、農用地区域の減少により緑地率が低下しています。

表 1-6 地域制緑地の指定状況

区分	面積(行政区域)	
	平成22年(2010年)	令和2年(2020年)
国立公園特別地域 (小芝島)	約4.1ha	約4.1ha
県立自然公園地域 (竹林寺用倉山県立自然公園)	約258.3ha	約258.3ha
緑地環境保全地域		
三永水源地	71.50ha	71.50ha
大宮八幡宮	2.59ha	2.59ha
榊山	4.21ha	4.21ha
保安林	約12,389ha	約12,789ha
農用地区域	約6,481ha	約5,293ha
緑地の合計	約19,211ha	約18,423ha
区域面積	63,532ha	63,516ha
緑地率	30.2%	29.0%

出典:国立公園特別地域、県立自然公園地域:図上計測
緑地環境保全地域:広島県ホームページ(2011年4月1日現在)
保安林:広島県森林保全課(第65回広島県統計年鑑)
農用地区域:「統計で見る東広島2010,2020」



(2)まもる緑(保全系)・つくる緑(創出系)の現況

1)まもる緑の現況(保全系)

①山林の緑

山林の緑は、市街地を取り巻く背景林として本市の骨格となる景観を構成しており、水源涵養、土砂流出防備、CO₂吸収などの機能を有しています。

本市の山林の大部分は、保安林や地域森林計画対象民有林に指定されています。

また、小芝島は瀬戸内海国立公園、河内町の竹林寺周辺は県立自然公園、西条町の三永水源地等は緑地環境保全地域に指定され、特に重要な緑地として位置付けられています。

植物には、半永久的に利用可能な太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという重要な働きがあり、特に樹木は木材という形で大量の炭素を蓄えることから、森林はCO₂の吸収源として大きな役割を果たしています。

樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素量は樹種や樹齢によってそれぞれ異なりますが、おおまかな吸収量の目安としては年間に1~2炭素トン/ha程度と考えられます。本市には39,627ha(第2次東広島市環境基本計画より)の森林があり、年間約40,000~80,000炭素トンの二酸化炭素が森林によって吸収されていると考えられます。本市の1年間の二酸化炭素の排出量は、約2,260,000t-CO₂であり、森林による吸収量はCO₂に換算すると約150,000~300,000t-CO₂となるため、全体の約7~13%程度が森林によって吸収されています。

②農地の緑

農地は身近な自然を感じさせる緑地であり、田園景観を形成するなど、多様な機能を有しています。

本市は、県内で有数の耕地面積を有しており、農地の約7割は農業振興地域(農用地区域)に指定されています。

しかし、近年では、開発などにより市街地周辺の農地が減少しつつあります。

③水辺の緑

河川、ため池・ダム湖、渓谷などは、水と緑による良好な自然環境や景観を形成しており、貴重な動物・植物の生息地・生育地としての環境保全機能、自然とふれあう場としてのレクリエーション機能などを有しています。

本市の中央部には黒瀬川、東部には沼田川が流れ、上流部の深山峡などは特徴的な渓谷を有しています。

また、瀬戸内海の島しょ部は良好な自然景観を有し、三永水源地、黒瀬ダム湖、白竜湖などの周辺には休養・散策施設が整備されており、水辺の憩いの場となっています。

④その他の緑(社寺林等)

社寺林や文化財などの周辺の緑は、歴史的・文化的な意義がある緑地であり、これら以外にも市街地内に点在する小規模な緑地や民有地の大木なども、市街地に残る貴重な緑として、市民に安らぎを与えるなど多様な恩恵をもたらしています。



市街地を取り巻く山林(西条)



田園(志和)



深山峡(河内)



本宮八幡宮(豊栄)

第1章 現況

2) つくる緑の現況(創出系)

つくる緑の現況については、その代表である都市公園等について整理します。

都市公園は、図1-7に示すとおり住区基幹公園、都市基幹公園などに区分されています。

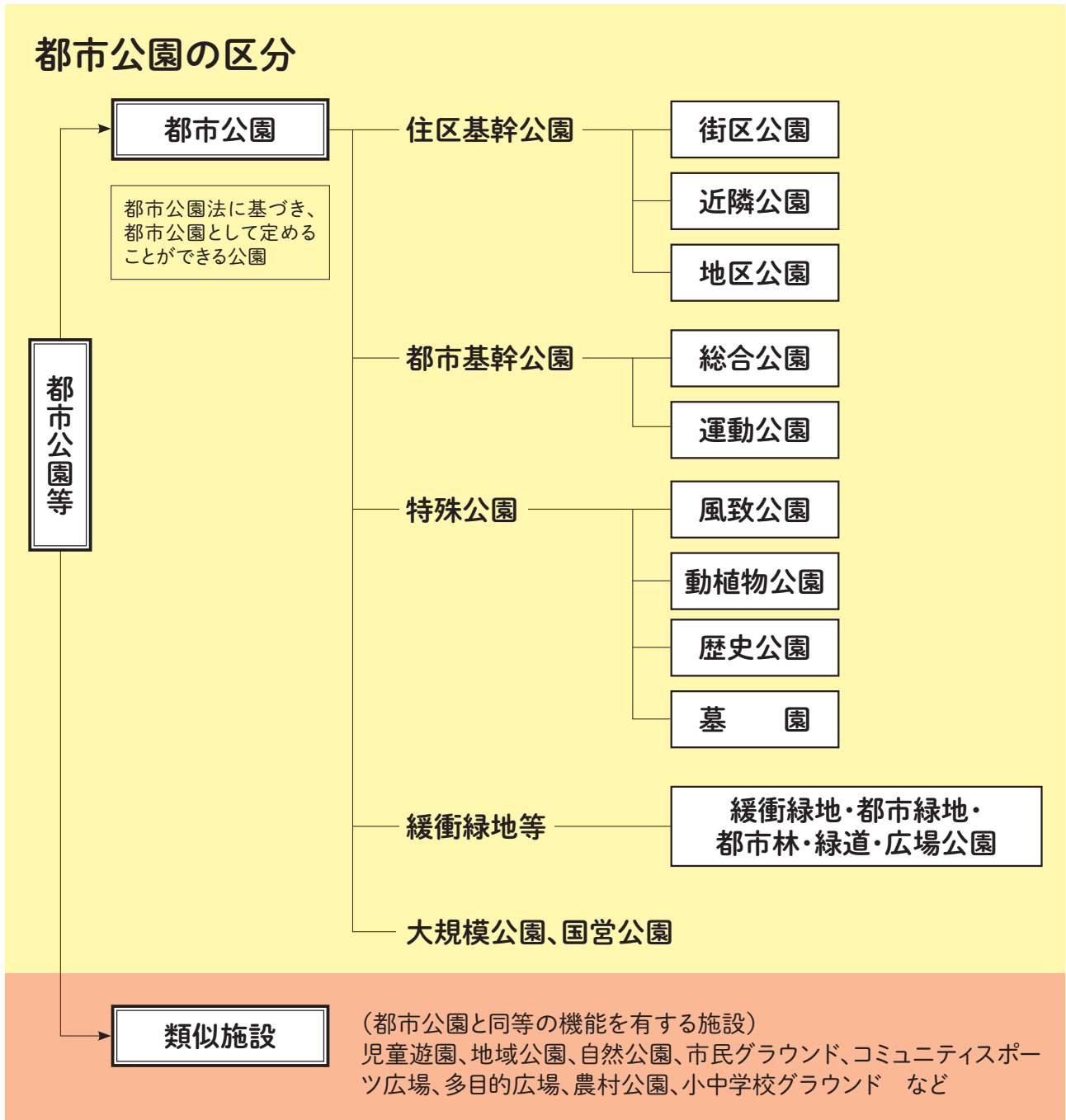


図 1-7 都市公園の区分

住区基幹公園は、徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした小規模な公園で、本市には街区公園と近隣公園が整備されています。また、都市基幹公園は、市内全域の市民の利用を目的とした大規模な公園で、本市には総合公園と運動公園が整備されています。都市公園の整備状況については、表1-8のとおりです。

都市公園の他に、児童遊園、地域公園、自然公園、市民グラウンド、コミュニティスポーツ広場、多目的広場、農村公園、小中学校グラウンドなどがあり、本計画では都市公園と同等の機能を有する類似施設として取り扱います。なお、類似施設については表1-9の分類表を基に分類を行います。

表 1-8 都市公園の整備状況（類似施設を含まない）

（単位：箇所、ha）

年	区分		街区公園		近隣公園		総合公園		運動公園		都市緑地	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
平成27年(2015)	315	114.28	297	29.65	8	17.54	3	47.70	1	18.61	6	0.78
平成28年(2016)	335	115.23	317	30.35	8	17.54	3	47.70	1	18.86	6	0.78
平成29年(2017)	345	122.47	327	31.21	8	17.54	3	54.08	1	18.86	6	0.78
平成30年(2018)	356	123.19	338	31.51	8	17.59	3	54.08	1	19.23	6	0.78
平成31年(2019)	380	123.96	362	32.28	8	17.59	3	54.08	1	19.23	6	0.78
令和 2年(2020)	395	125.04	377	32.78	8	17.59	3	54.08	1	19.81	6	0.78

出典：「令和3年3月東広島市公園台帳」、「統計でみる東広島2020」をもとに図版編集

表 1-9 類似施設の分類

種別	標準面積	分類面積	備考
街区公園同等規模	0.25ha	1.125ha未満	誘致圏、設置基準を考慮し、小学校グラウンドを含める。
近隣公園同等規模	2.0ha	1.125～3.0ha未満	誘致圏、設置基準を考慮し、中学校グラウンドを含める。
地区公園同等規模	4.0ha	3.0～7.0ha未満	
都市基幹公園	10～50ha	7.0ha以上	総合公園及び運動公園の分類は、整備内容による。

※分類面積は、各公園の標準面積を中心として、それぞれの間接値を境に分類した。

第1章 現況

①住区基幹公園(徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした公園)

居住者の身近なレクリエーションの場として利用され、災害時には一時避難地として災害応急対策の拠点、延焼の遅延や防止などの防災機能を有しています。

街区公園は、市街化区域を中心に整備が進んでいます。

近隣公園は、西条中央公園や御建公園など8箇所整備されています。

なお、住区基幹公園の類似施設としては、都市公園に準ずる施設データ(令和2年)の種別における、児童遊園、地域公園、自然公園、市民グラウンド、コミュニティ広場、スポーツ広場、多目的広場、農村公園、小中学校グラウンドがあります。

	施設数(箇所)	面積(ha)
住区基幹公園	385	50.4
類似施設(学校グラウンドを含む)	88	106.2
計	473	156.6
(参考)類似施設(学校グラウンドを含まない)	45	59.1

出典：令和3年3月 東広島市公園台帳
：令和2年 都市公園に準ずる施設データ



西条中央公園(西条)
〔住区基幹公園-近隣公園〕



河内発祥公園(河内)
〔類似施設-農村公園〕



是国近隣公園(高屋)
〔住区基幹公園-近隣公園〕



大芝北コミュニティ広場(安芸津)
〔類似施設-多目的広場〕

図表 1-10 住区基幹公園

②都市基幹公園(市内全域の市民の利用を目的とした公園)

総合公園・運動公園は、原則として、一つの市町村の区域を対象として、市民が容易に利用できる位置に配置することが望ましいとされています。

これらの公園は、全市民の多様なレクリエーションの場として利用され、災害時には広域避難地としての防災機能を有しています。

総合公園としては、鏡山公園、セツ池公園、龍王

山総合公園、また、運動公園として、東広島運動公園が位置付けられています。

なお、都市基幹公園の類似施設としては、都市公園に準ずる施設データ(令和2年)の種別における、自然公園、その他、パークゴルフ場として、東広島憩いの森公園、湖畔の里福富、東広島市グリーンスポーツセンター、東広島市福富パークゴルフ場、東広島市河内パークゴルフ場があります。

	施設数(箇所)	面積(ha)
都市基幹公園	4	73.9
類似施設	5	121.2
計	9	195.1

出典：令和3年3月 東広島市公園台帳
：令和2年 都市公園に準ずる施設データ



東広島運動公園(西条)
〔都市基幹公園-運動公園〕



東広島憩いの森公園(西条)
〔類似施設-自然公園〕



龍王山総合公園(黒瀬)
〔都市基幹公園-総合公園〕



湖畔の里 福富(福富)
〔類似施設-総合公園〕

図表 1-11 都市基幹公園

第1章 現況

(3)緑の機能からみた現況

緑が有する4つの機能の観点から、本市の緑の現況を分析しました。

1)環境保全機能からみた現況

以下のA～Eの視点から、環境保全機能に係る緑の現況を整理します。

A 環境の骨格の形成

市街地を取り巻く山林、平地部を流れる河川などの緑は、東広島市の環境の骨格を形成しています。

〔高鉢山、深堂山、虚空蔵山、龍王山、カンノ木山、鷹ノ巣山、小田山、前平山、灘山、黒瀬川、沼田川、棕梨川、三津大川、高野川など〕



虚空蔵山・並滝寺池(志和)

B 優れた自然環境

自然公園や緑地環境保全地域指定地のほか、水辺と樹林地が一体となっている水辺地などが優れた自然環境としてあげられます。

〔三永水源地、深山峡、竹林寺など〕



深山峡(河内)

C 快適な生活環境

市街地の都市公園・緑地、市街地内や隣接する樹林地・水辺等は、ヒートアイランド現象を抑制し、風の通り道になるなど、生活環境を快適にします。

〔都市公園・緑地、農地、団地周辺の残存樹林地、ため池、河川など〕



鏡山公園(西条)

D 優れた農林業地

山林や農地などの農林業地は、市街地を取り巻く緑地空間の一つとして、環境保全機能を有しています。

〔賀茂台地の田畑、安芸津のじゃがいも畑、ビワ・柑橘類などの果樹林、永続性の高い保安林、国有林等の公有林など〕



じゃがいも畑(安芸津)

E 野生動植物の生息地・生育地

一般動植物は、山林や農地、水辺など、広範囲に分布しています。

特に貴重な動植物の生息地・生育地として、オオサンショウウオの生息地やシャクナゲの自生地があげられます。また、トンボやチョウの生息地として、ため池や湿地、水辺なども野生動植物の保護の観点から重要です。



シャクナゲの自生地
(クロボヤ峡周辺:福富)

2) 景観形成機能からみた現況

以下のA～Cの視点から、景観形成機能に係る緑の現況を整理します。

A 自然景観

東広島市の豊かな自然を代表する景観としては、ため池と周辺樹林地及び農地と背景林(里山)で構成される田園景観、美しい景観を有する渓谷景観や雄大なダム景観、河川景観などがあげられます。

また、市街地周辺の山林部は、ランドマークや眺望点になっており、市民に親しまれています。

〔三永水源地、鏡山、並滝寺池、黒瀬ダム湖、ドンドン淵峡、亀の首池、豊栄池、白竜湖、深山峡、龍王島など〕



龍王島からの眺望
(安芸津)



黒瀬ダム湖(黒瀬)



ドンドン淵峡(豊栄)

B 歴史的・文化的な景観

古墳や城跡など文化財指定された史跡、社寺林など歴史・文化的な景観は、東広島市らしさ、地域の歴史・風土を感じさせます。

〔西条の酒蔵、三ツ城古墳、安芸国分寺、白市のまち並み、御蘭宇城跡、二宮神社(社寺林)、並滝寺、竹林寺など〕



白市のまち並み(高屋)



三宮神社(志和)



竹林寺(河内)

C 市街地における緑の景観

市街地内やその周辺にある街路樹、公園の緑、各施設や市街地周辺の緑地等は市民や来訪者に潤いや安らぎを与え、良好な都市景観を構成する重要な要素です。

〔西条駅大学線(ブルバール)、田口下三永線などの緑化された道路、黒瀬川河岸緑地など〕



西条駅大学線(ブルバール)



黒瀬川河岸緑地(黒瀬)

第1章 現況

3)レクリエーション機能からみた現況

以下のA～Dの視点から、レクリエーション機能に係る緑の現況を整理します。

A 自然とふれあうことのできる場

ハイキングやキャンプ場などの野外レクリエーションの場、市民農園、親水性のある河川・ため池、野生動物観察地等があげられる。これらは、市民が手軽に自然とふれあえる場であり、体験学習の場として求められています。

〔 憩いの森公園、県央の森公園、グリーンスポーツセンター、龍王島、黒瀬川、白竜湖、深山峡、クロボヤ峡、吾妻子の滝など 〕



憩いの森公園(西条)



白竜湖(河内)



県央の森公園(福富)

B スポーツ・屋外レクリエーション活動の場

市民が健康づくりや体力づくり等を目的に、スポーツや屋外レクリエーションが楽しめる施設として、以下の施設があるほか、小、中学校などの教育施設なども開放されています。

〔 東広島運動公園、御建公園、龍王山総合公園、市民グラウンドなど 〕



御建公園野球場(西条)

C 日常圏におけるレクリエーション活動の場

住区基幹公園とこれに類似する施設があげられ、日頃の軽運動などに利用され、身近なレクリエーション活動の場となっています。

〔 西条中央公園、胡麻近隣公園、是国近隣公園、祇園町児童公園など 〕



是国近隣公園(高屋)

D その他のレクリエーション活動の場

上記のほか、東広島市の歴史や文化に触れられる公園や施設として、三ツ城公園などがあります。



三ツ城公園(西条)



安芸国分寺歴史公園(西条)

4)防災機能からみた現況

以下のA～Cの視点から、防災機能に係る緑の現況を整理します。

A 自然災害の発生の抑制

土砂災害の恐れがある地域、あるいは過去に災害が発生した地域の周辺には緑地が整備され、災害の発生を抑制する機能を担っています。

〔ハザードマップで位置づけられた洪水や土砂災害のおそれのある地域周辺の緑など〕

B 発生した災害・公害の軽減

大規模な火災や地震災害に対し、市街地内及び周辺の樹林地や農地などの緑、街路樹や河川は、火災の延焼防止や避難路を確保する機能を有しています。

また、工場災害や交通公害に対しては、工業団地周辺の緑地や高速道路などの周辺の緑地が、災害を軽減させることが期待できます。

〔西条駅大学線(ブルーバール)・兼広乃美尾線・田口下三永線など緑化された道路、黒瀬川、三津大川市街地内及び周辺の農地・樹林地
吉川工業団地、東広島中核工業団地、黒瀬工業団地などの工業用地周辺の緑など〕



緑化された道路



工業団地周辺の樹林地

C 避難地や避難路としての防災拠点

大規模な公園や教育施設などは、災害発生時に人命を守る避難地や多様な防災活動拠点としての機能を有しています。また、主要幹線道路は避難路として機能します。

〔東広島運動公園、龍王山総合公園、学校のグラウンドなど公共施設のオープンスペース、主要幹線道路など〕

第1章 現況

5) 緑に関する市民の参画・市民協働

① 市民参画・市民協働の状況

公園里親制度を用いた市民による公園の管理や、ボランティアや地域団体による森林整備活動などがあげられます。



② 市民の意向

令和2年の市民満足度調査において、市民の緑や環境に対する満足度・重要度は右記のようになっています。

- 公園緑地や緑に関連する施策については、「緑あふれる環境整備」の満足度が高くなっています。いっぽう、「農業の強化」「森林の保全・整備」の満足度は低くなっています。これらは、施策の重点化や改善、見直しなども含め、満足度を高める必要があります。

(出典:令和2年市民満足度調査)

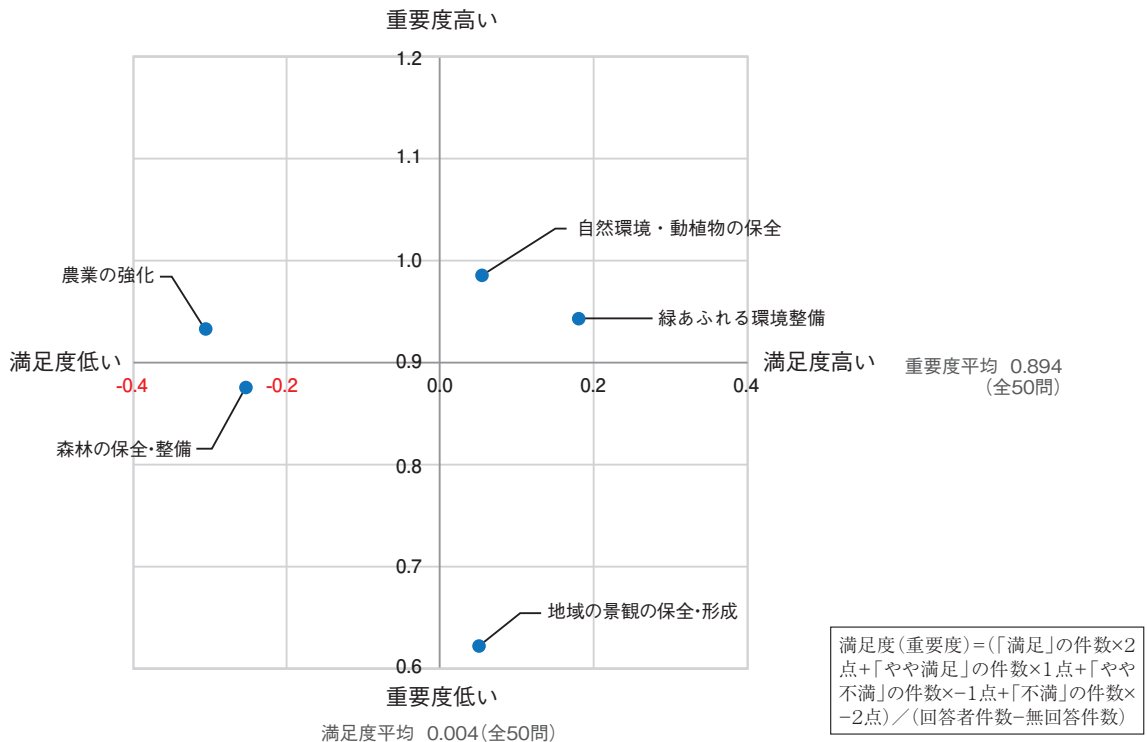


図 1-12 施策に対する満足度と重要度の相関図（緑や環境に係る項目を抽出）

③ 借地公園

借地公園は、用途地域、特定保留区域及びこれらの近隣区域において、土地所有者の理解と協力を得て公園緑地として確保、整備するもので、本市

独自の施策です。

本市が個人または法人から無償で借地し、設置する公園で、積極的に進めることとしています。

3. 課題の整理

(1) 保全系・創出系の緑の課題

本市の緑の現状を踏まえ、「まもる緑」、「つくる緑」それぞれの課題を整理します。

1) まもる緑の課題(保全系)

① 保全

本市は、良好な田園景観、自然景観を構成し、豊かな自然環境を有している山林の緑や農地の緑、水辺の緑など、多くの緑に囲まれている一方で、市街地周辺の山林や農地などは、市街地の拡大などにより失われてきています。今後は、土地利用の秩序形成を図り、農林業振興とともに守るべき緑を定める枠組みをつくるなど、保全を図る必要があります。

さらに、生物多様性の確保にも配慮し、原始的な自然環境や里地・里山をはじめ、農地、森林、草地、湿地、ため池、河川、都市、里海など、それぞれの地域の地域特性に応じた土地利用を図りつつ、地域における生態系の保全を図る必要があります。



② 適切な管理

良好な景観を構成し、豊かな自然環境を有している山林や農地において、山林の不十分な維持管理や、後継者不足等による農地の耕作放棄地等が増加しており、これらの適切な管理システムを構築する必要があります。



③ 積極的な活用

山林、農地、水辺の保全・管理の推進のためにも、農業体験などを通じた身近に緑と触れ合う場を増やすなどの、積極的な活用や、市民と行政が一体となった活用を検討していく必要があります。



第1章 現況

2) つくる緑の課題(創出系)

① 都市公園等の緑

i) 住区基幹公園等の課題(徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした公園)

学校グラウンドなどの類似施設を含めた、レクリエーションの場を提供する住区基幹公園等は、東広島市民一人当たりになると、8.0㎡が整備されています。国が目安としている都市公園等として整備すべき目標水準は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月)で21世紀初頭に一人当たり20㎡以上と提唱されています。この指標のうち住区基幹公園については、4㎡相当が整備目標とされています。類似施設を含めた住区基幹公園等では、市民一人当たりの都市公園の目標水準を概ね満足していますが、人口増加に伴い市民一人当たりの面積は減少しています。また、公園の配置バランス(図1-14(1)~(8))を見ると、居住者のない工業団地や大学を除く市街地(市街化区域・用途地域)やその周辺等において、整備不足となっている地区が散見されます。配置のバランスから見た整備不足は、災害時の避難地となるオープンスペースの不足にもつながるため、効果的かつ適正な公園の配置・整備を検討し、緑を創出していく必要があります。また、老朽化が進んでいる公園については、リニューアルが必要です。



(参考)

住区基幹公園における誘致距離標準
 街区公園:250m
 近隣公園:500m
 地区公園:1km

表 1-13 住区基幹公園等の整備状況

地域	人口 (人)	住区基幹公園		住区基幹公園等 (類似施設を含む)		住区基幹公園等 (学校グラウンド含む)		目標水準 一人当たり 整備量 (㎡/人)
		既整備量 (ha)	一人当たり 整備量 (㎡/人)	既整備量 (ha)	一人当たり 整備量 (㎡/人)	既整備量 (ha)	一人当たり 整備量 (㎡/人)	
西条	88,517	18.7	2.1	20.8	2.3	35.8	4.0	4.0
八本松	29,243	5.9	2.0	8.3	2.8	15.3	5.2	
志和	6,148	1.6	2.6	7.7	12.5	9.1	14.9	
高屋	30,194	14.3	4.7	18.6	6.2	26.0	8.6	
黒瀬	23,255	3.7	1.6	11.6	5.0	18.5	8.0	
福富	2,171	0.0	0.0	9.6	44.0	11.8	54.2	
豊栄	2,811	0.0	0.0	9.0	31.8	11.2	39.9	
河内	5,496	5.3	9.6	13.2	24.0	15.5	28.2	
安芸津	8,773	0.9	1.0	10.8	12.3	13.4	15.2	
計	196,608	50.4	2.6	109.5	5.6	156.6	8.0	

出典:(公園)令和3年3月 東広島市公園台帳
 令和2年 都市公園に準ずる施設データ
 :(人口)令和2年 国勢調査

公園の配置バランス(住区基幹公園等の誘致圏と公園の不足する地区)

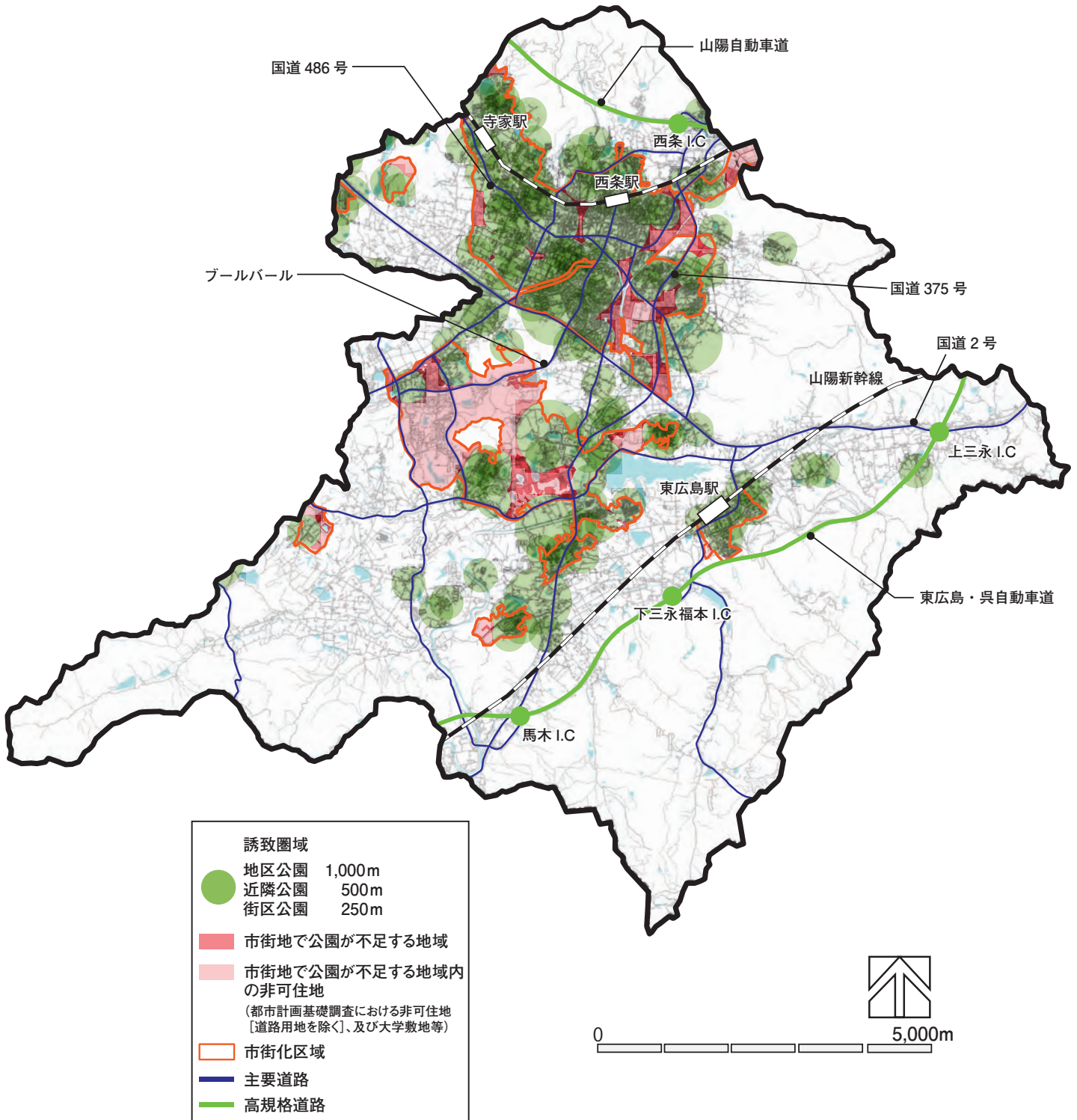


図 1-14(1) 住区基幹公園等の誘致圏域図(西条地域)

第1章 現況

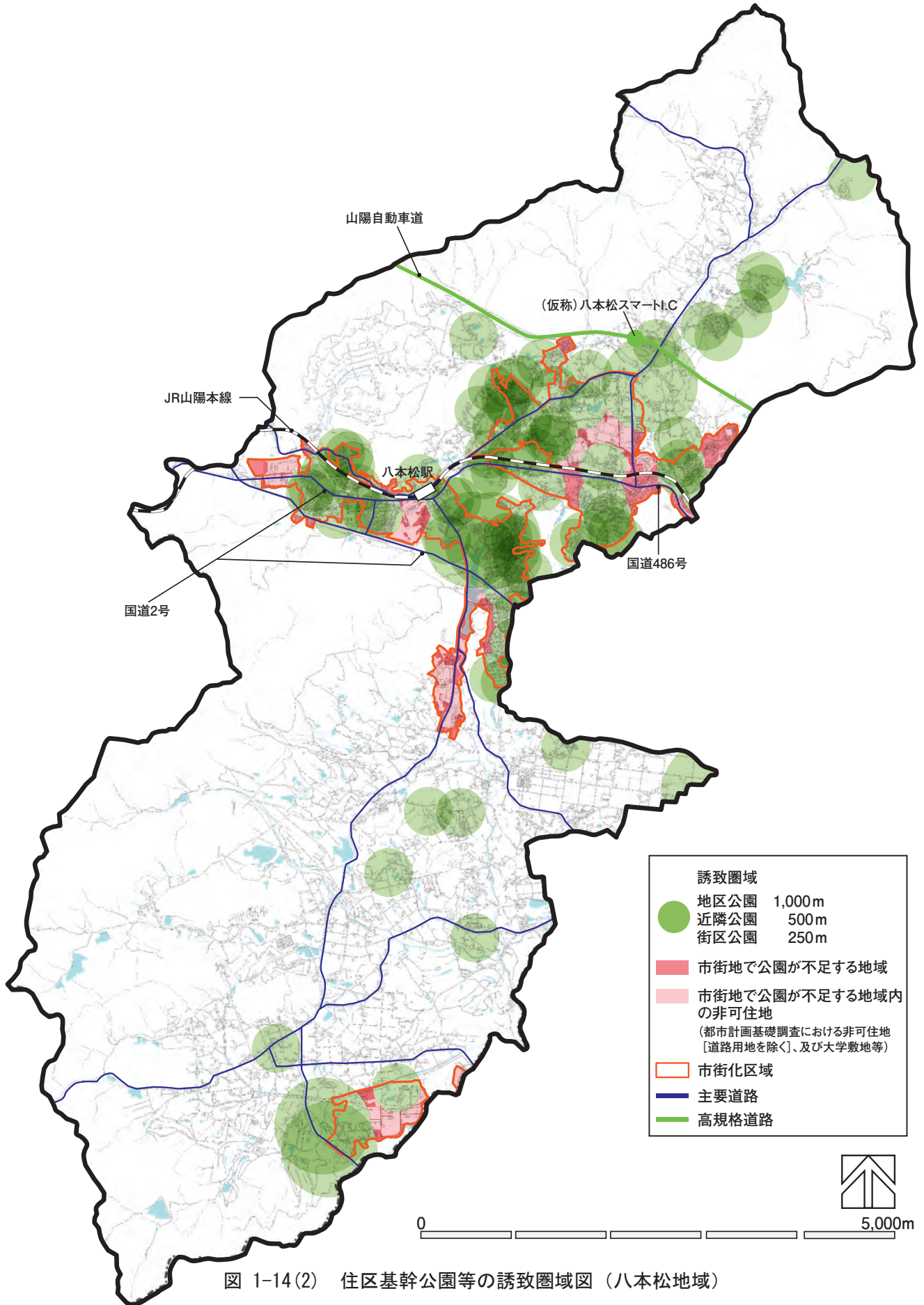


図 1-14(2) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (八本松地域)

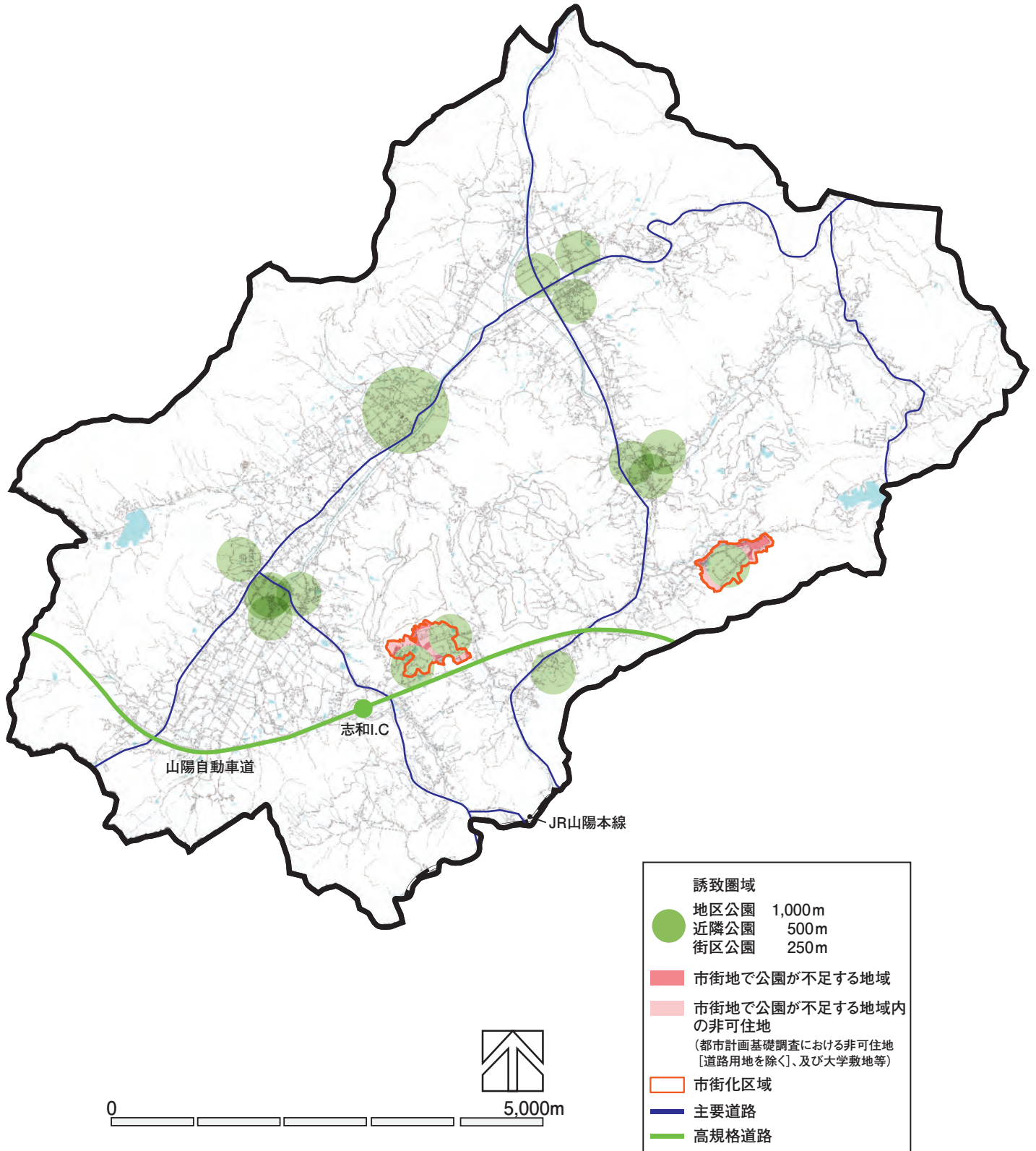


図 1-14(3) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (志和地域)

第1章 現況

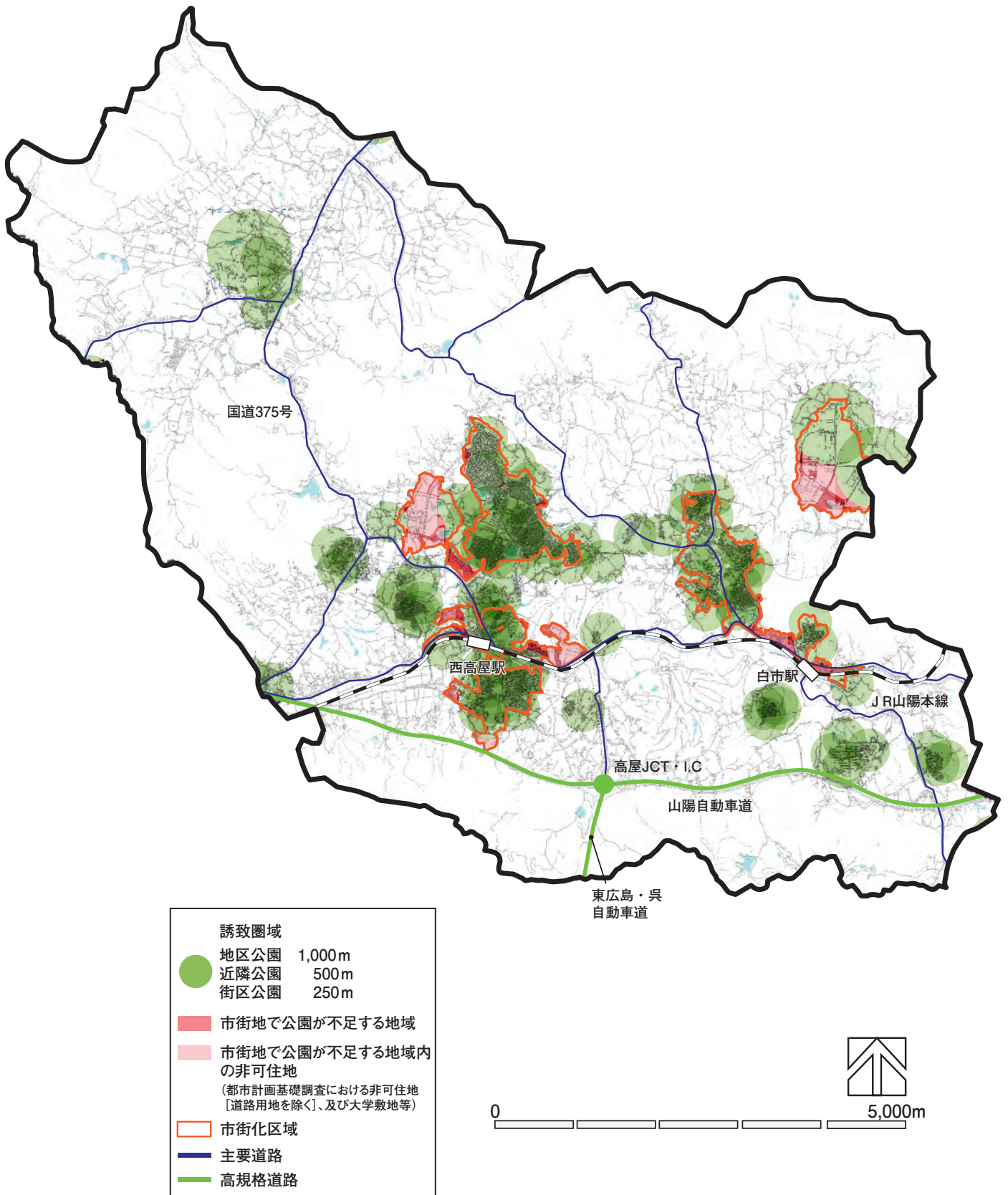


図 1-14(4) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (高屋地域)

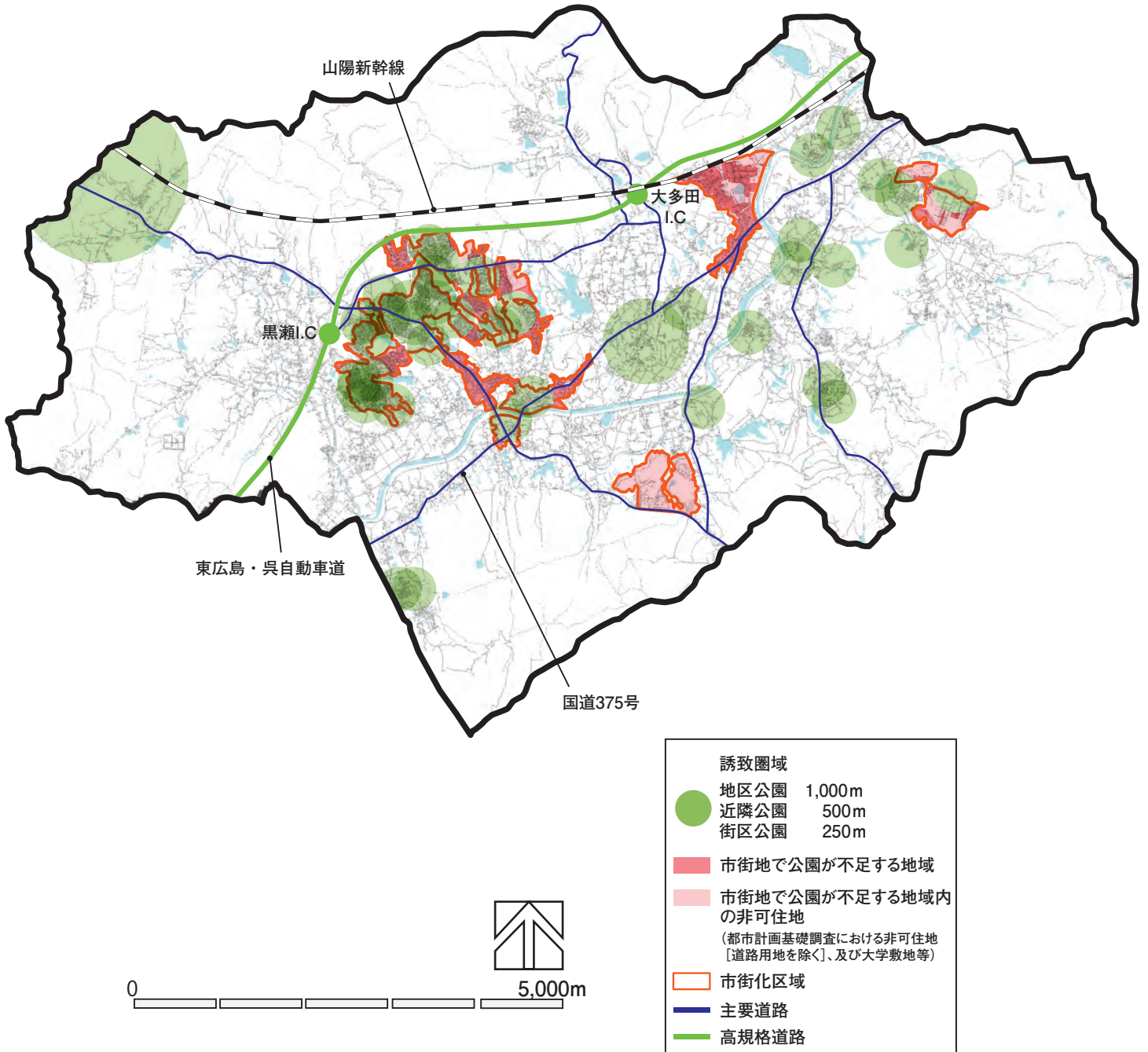


図 1-14(5) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (黒瀬地域)

第1章 現況

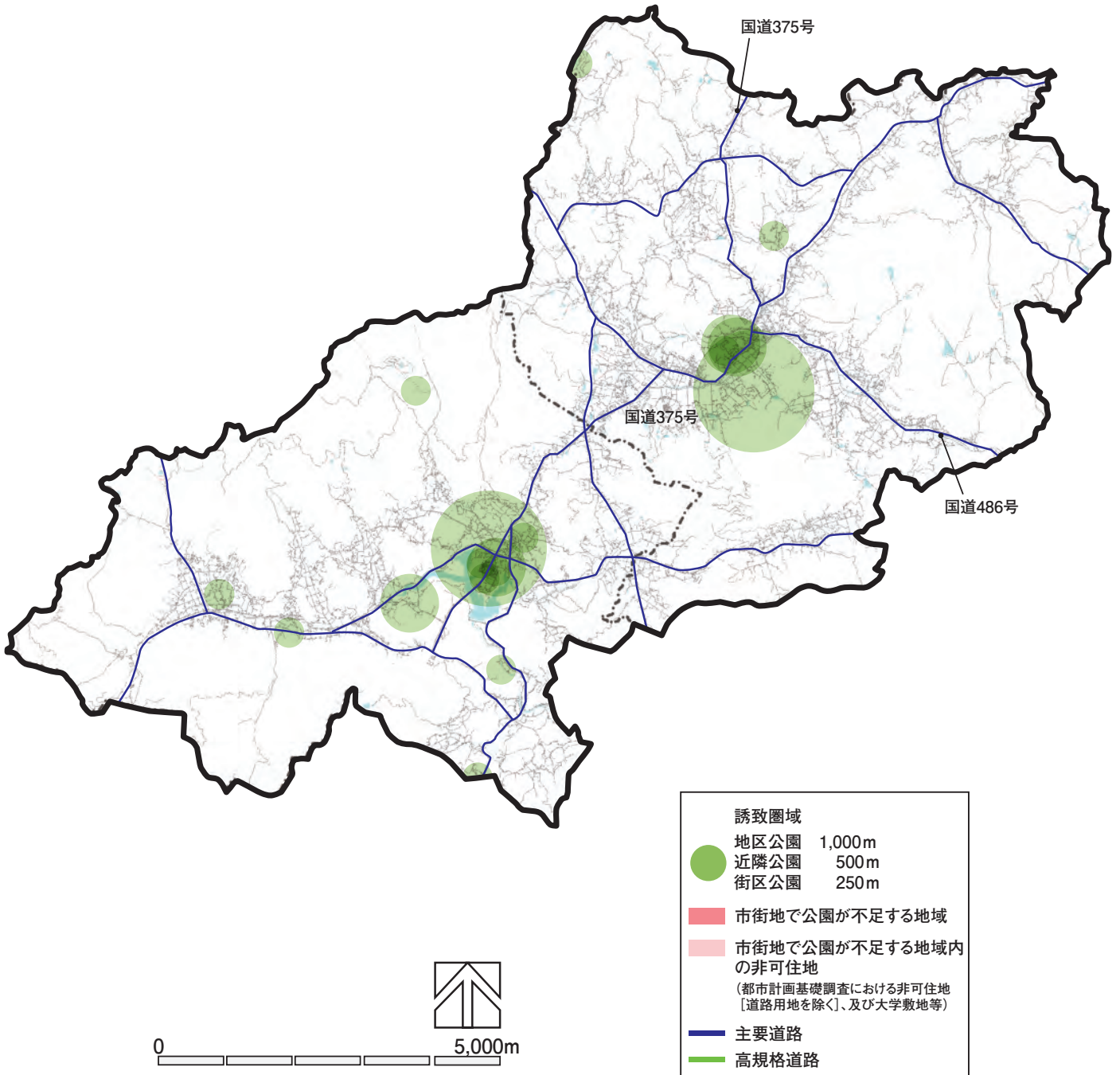


図 1-14(6) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (福富地域・豊栄地域)

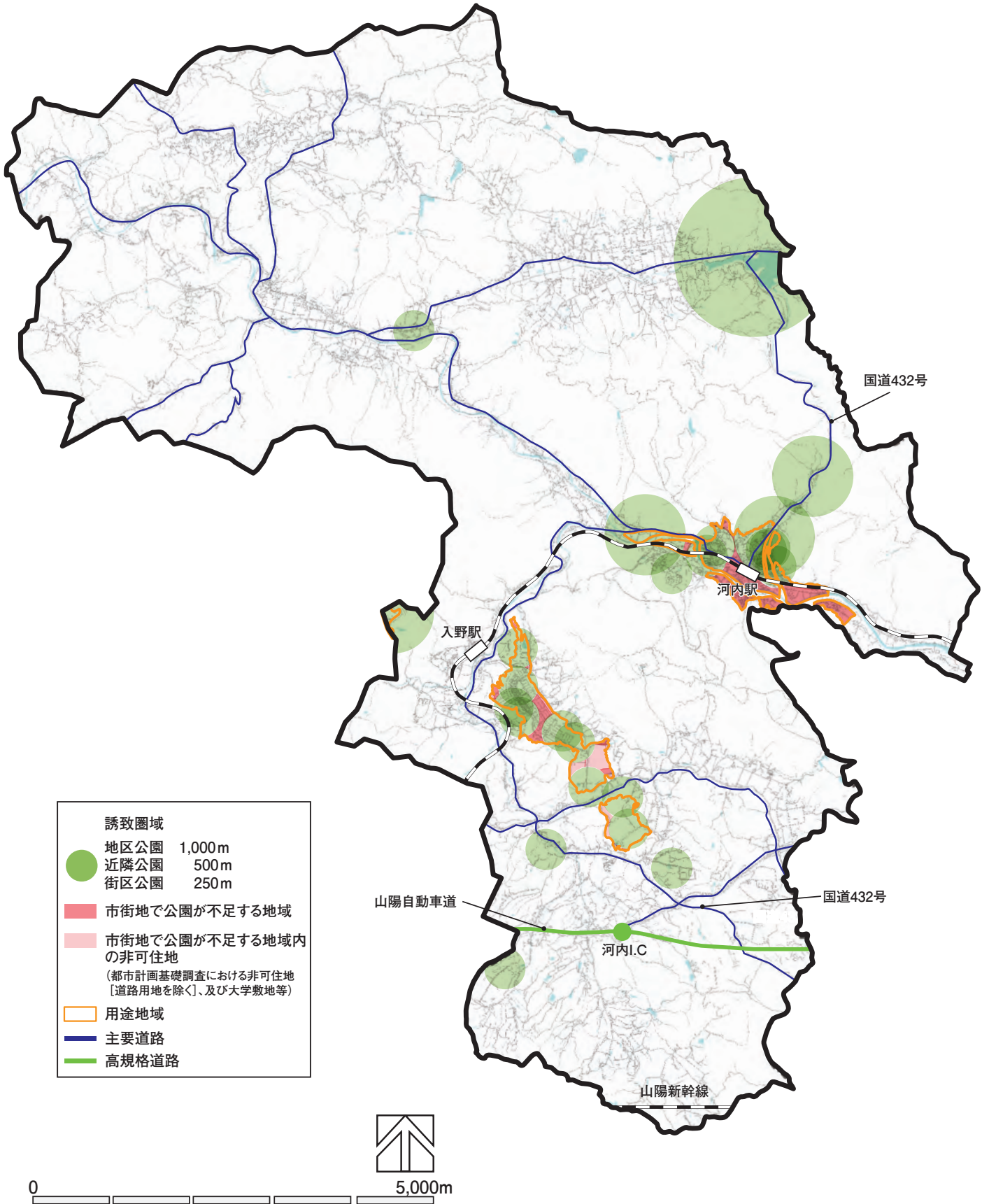


図 1-14(7) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (河内地域)

第1章 現況

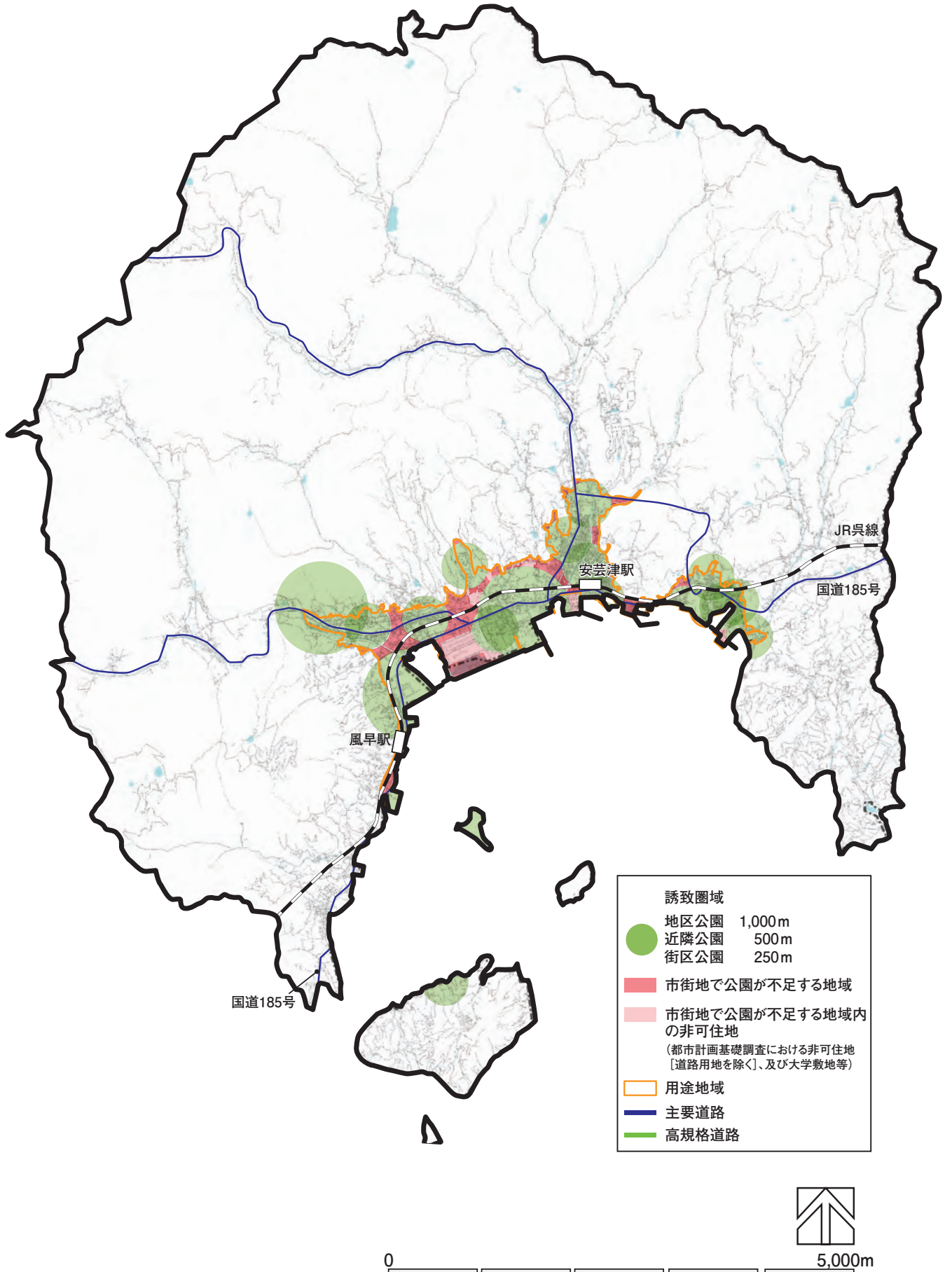


図 1-14(8) 住区基幹公園等の誘致圏域図 (安芸津地域)

ii) 都市基幹公園等の課題(市内全域の市民の利用を目的とした大きな公園)

類似施設を含めた都市基幹公園等は、東広島市民一人当たりになると、9.9㎡が整備されています。国が目安としている都市公園等として整備すべき目標水準は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月)で21世紀初頭に一人当たり20㎡以上と提唱されています。この指標のうち都市基幹公園については、4.5㎡相当

が整備目標とされています。類似施設を含めた都市基幹公園等では、市民一人当たりの都市公園の目標水準を概ね満足しています。今後は公園の利用実態などの現状分析に基づき、既存公園機能の強化を検討する必要があります。

表1-15 都市基幹公園等の整備状況

地域	人口 (人)	都市基幹公園		類似施設を含む場合		目標水準 一人当たり整備量 (㎡/人)
		既整備量 (ha)	一人当たり 整備量 (㎡/人)	既整備量 (ha)	一人当たり 整備量 (㎡/人)	
東広島市	196,608	73.9	3.8	195.1	9.9	4.5

出典:(公園)令和3年3月 東広島市公園台帳
令和2年 都市公園に準ずる施設データ
:(人口)令和2年 国勢調査

②緑化の推進

i)道路の課題

西条駅大学線(ブルーパール)や下見中郷線、西条中央巡回線など、東広島市の中心市街地及び広島大学周辺の道路において緑化が進んでいるほか、団地造成に伴う地区幹線において緑化が進んでいます。今後は、道路の未整備区間における整備にあわせて、都市景観の形成や安全な避難路の充実を目指した積極的な緑化を推進する必要があります。

ii)公共施設の課題

公共施設は、市街地における貴重な緑化スペースです。施設の機能に応じて、可能な限りの緑化を推進することで、民有地の緑化を先導する役割を担うとともに、市街地内の環境保全や景観形成を図る上での核となる緑となるため、今後も積極的に緑化を推進する必要があります。

iii)民有地の課題

特に市街地内での緑化の推進には、民有地の緑化が重要となるため、民有地の緑化が促進されるような仕組みづくりが必要です。

3)緑の保全と創出にむけた総合的な課題

①市民と行政のパートナーシップによる

緑の保全及び創出

公園里親制度の活用や、計画段階から市民を交えた公園のリフォームなど、市民と行政のパートナーシップによる緑の保全、創出及び維持・管理を進める必要があります。

②永続性のある緑地の割合(緑地率)

主に市街地で整備されている施設系緑地と、主に郊外で指定されている地域制緑地を合わせると、本市において永続性のある緑地の面積は約20,077haで、行政区域面積(63,516ha)の31.6%を占めていますが、地域制緑地については、近年、農用地の減少により大幅に減少しています。これらの緑地は永続的に維持していく緑として保全に努めるとともに、良好な緑地環境を活かして地域に開かれた緑地空間として活用していく必要があります。

(2)課題のまとめ

これまで整理した課題をまとめると次のとおりです。

①環境を保全する

本市に存在する豊かな山林や農地などの緑は、急激な気温変化の緩和や大気の浄化など、良好な環境の形成につながる貴重な緑であるとともに、生物多様性を支える重要な環境であることから、保全し、継承していく必要があります。

特に、農地については、農業振興施策と合わせて優良農地の保全と遊休化の防止を図る必要があります。

また、市街地内における緑は、視覚的な安らぎを与える効果や、木陰による温度調節などの機能を担っていることから、道路を含めた公共用地や私有地の緑化を進めていく必要があります。

②美しい景観を育む

本市の美しい田園風景、水辺の景観を構成している山林及びため池やその周辺の樹林地、農地などは、保全し、継承していく必要があります。

③都市公園等の整備

市民の休養や遊びを含めたレクリエーションの場となる都市公園等の緑は、多くの市民にとって利用しやすいものとなるよう、機能の強化やリニューアル、配置のバランスを考慮した整備を進めていく必要があります。

④災害に強い都市づくり

市街地内の緑は、火災時における延焼の防止などに役立つとともに、災害時の避難場所ともなるため、配置のバランスを考慮して都市公園等の整備を進める必要があります。また、土砂災害や水害を防止する役割を担う山林や農地の緑についても、防災上の観点から維持及び保全していく必要があります。

⑤緑化の推進

都市公園等の整備や公共用地の積極的な緑化を進めるとともに、私有地の緑化を誘導していくことができるよう、緑化推進のための仕組みを構築していく必要があります。

⑥ともに育てる

本市の緑を市民とともに育てていくため、市民参画による緑の整備や活用のための仕組みづくりを検討していく必要があります。

第2章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

緑は自然の生態系を保ち、防災や地球温暖化の主要因である温室効果ガスの吸収源としての機能を有するとともに、人々に潤いや安らぎを与えるなど、都市の環境と人々の生活に深い関わりを持っています。

本市は、西条盆地を中心にその周辺に点在する小盆地から構成され、内陸部には緑豊かな山々が連なり、南部には青く穏やかな瀬戸内海を有するなど美しい自然に恵まれています。沿岸部から山間部にかけては水稻を中心とした農業地帯が広がり、その内側には市街地が形成されています。

市街地を中心に都市公園等が整備されていますが、一部の地域では身近な公園が不足しており、バランスの取れた公園整備を推進する必要があります。また、公共用地だけでなく、民有地の緑化推進も質の高い緑の都市空間の形成には重要な要素となっており、近年の管理されていない耕作放棄地や空き地等の増加は、景観を阻害するなど負の資産となることから、適切な管理のもとで質の高い緑へと転換していく必要があります。

今後良好な緑を守り、さらに質の高い緑をつくり出していくためには、市民・企業・行政のパートナーシップなど緑を通じた“輪”を育て広げ、みんなで緑を守り育てていく必要があります。

このような状況を踏まえ、東広島市の緑の基本計画では、

『今ある東広島市の美しい緑、生物の多様性を支える自然環境を保全し、後世に伝えるとともに、バランスの取れた公園整備、公共用地や民有地の緑化推進等による、緑豊かな都市空間の創出』

また、その実現に向けて、

『市民・行政がともに取組み、みんなで緑を守り育てていくことで、人と人とのいきいきと暮らせるまちづくり』

を基本理念とします。

こうした考え方にに基づき、緑の将来像を「**人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち東広島**」とし、次の5つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針

- ①緑の仕事づくり：山林・農地の保全活用による農林業の活性化
- ②緑の暮らしづくり：公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成
- ③緑の人づくり：市民参画による緑の環境づくり
- ④緑の活力づくり：歴史・文化・環境に配慮した都市の構築
- ⑤緑の安心づくり：災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上

第2章 基本理念と基本方針

2. 基本方針

基本方針① 緑の仕事づくり:山林・農地の保全活用による農林業の活性化

•市域の約6割を占める山林をはじめ、水辺や農地等の面的な広がりを持つ緑は、生物多様性の保全や地球温暖化の防止など、自然環境や地球環境保全の重要な要素となっています。また、市街地にある社寺林なども面積は小さいながらも市街地の環境保全や生活に潤いを与えるなど、重要な役割を果たしています。これら豊かな山、川、海などの自然環境や農

地、社寺林等の緑を市民共有の財産と位置づけ、各種法律による区域指定や生産活動を通して保全していくとともに、それらを有効に利活用し、市民が自然を学ぶ場や、自然とふれあえる場づくりに努めます。
•先人から受け継がれてきた美しい田園風景、市民の憩いの場となっている水辺、市街地の後背地景観や眺望点となる山の緑の保全に努めます。

基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成

•身近に利用できる住区基幹公園は、子どもや高齢者等のレクリエーションの場だけでなく、コミュニティ形成の場や災害時の避難場所ともなっており、歩いていける範囲内に公園を整備することに努めます。また、老朽化した公園については、施設の充実やバリアフリー化など諸施設の再整備を進め、機能更新・強化を図ります。
•広域的な利用がある総合公園や運動公園は、本市全体のバランスに配慮しつつ計画し、整備を行うとともに、さまざまな利用者ニーズに対応できる機能の充実・強化を図ります。

•道路や公共公益施設の緑化は、地域緑化の先導的な役割を担っており、各施設の持つ目的や役割を考慮しながら緑化を推進し、市民が憩いと潤いを感じられる緑の空間づくりを進めます。
•緑豊かな潤いのある快適な都市環境の実現に向け、市街地の大半を占めている民有地の緑化を推進していくための普及啓発を行うとともに、地区計画制度の活用や民有地緑化に対する助成制度の検討を行います。

基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり

•緑を育て広げていくためには市民や企業等の理解と協力が重要です。このため、市民・企業への緑化に対する意識の啓発を進めるとともに、市民の中に緑のリーダーが育つ環境づくりに努めます。

•市民・企業・行政のパートナーシップと役割分担により、緑のまちづくりにできることから取り組むとともに、緑に関する活動を支援していきます。

基本方針④ 緑の活力づくり:歴史・文化・環境に配慮した都市の構築

•市街地に点在する社寺境内地の樹林地等は、地域の生活に密着し守り受け継がれてきた貴重なオープ

ンスペースであり、これらの歴史的環境・景観を活かした緑のまちづくりに努めます。

基本方針⑤ 緑の安心づくり:災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上

•公園や緑地を防災の視点からみると、公園には災害時の避難地や活動拠点としての機能や災害に備えた備蓄倉庫場所等の役割があります。このため、防災の観点からもバランスある公園の配置を行います。

•緑地には水害や地滑り等の自然災害を抑制する機能や災害発生時の被害拡大を抑制する機能などがあり、できる限り今ある緑を保全し、災害に強いまちづくりを進めます。

3. 緑の将来像図

基本理念や基本方針に基づく都市像を実現するため、本市の緑に関する将来イメージを次のとおり定めます。

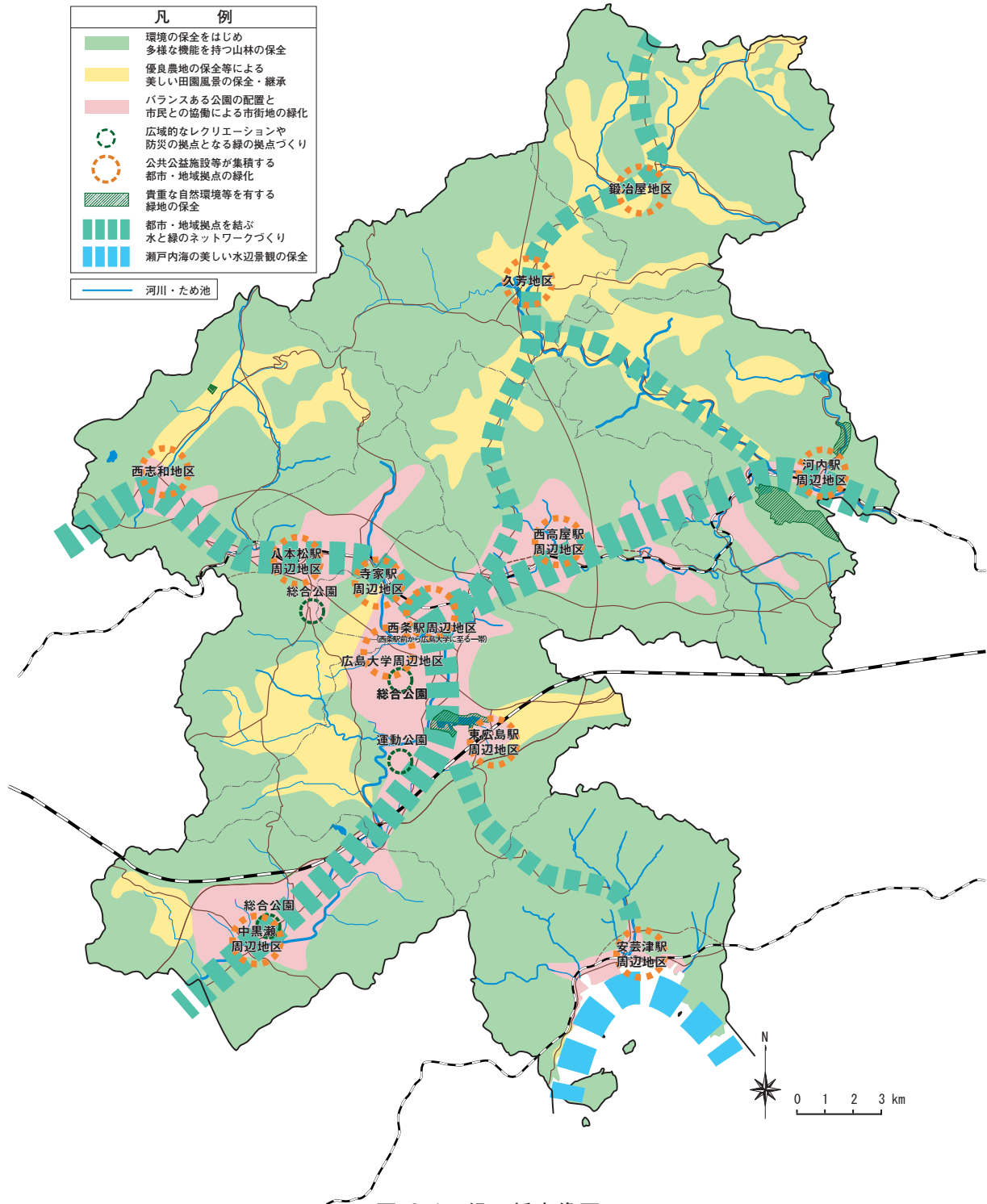


図 2-1 緑の将来像図

第2章 基本理念と基本方針

4. 緑地の保全及び緑化の目標

長期的な公園・緑地に関する目標を設定するにあたり、目標年次(令和12年)における本市の将来人口を、総合計画及び都市計画マスタープラン等との整合を図り、202,000人とします。

また、目標については、本市の目指す将来像の実現のため、次章にあげる「計画推進のための施策」の実施成果をわかりやすく把握するための指標として定めるものです。

都市計画マスタープラン

目標年次

目標人口

令和12年(2030)

202,000人

(1) 都市公園等の整備目標

1) 一人当たりの都市公園面積・都市公園等面積

現在の一人当たりの都市公園等の面積は17.9㎡(住区基幹公園等8.0㎡/人+都市基幹公園等9.9㎡/人)となっていますが、今後人口の増加に伴って一人当たりの都市公園等面積の減少が予想されます。このため、人口増加にあわせた公園整備や公園が不足する地区への身近な公園整備等を推進し、一人当たりの都市公園面積については6.5㎡/人の確保

を目指します(※1)。そして、都市公園等(※2)面積については18.0㎡/人の確保を目指します。

(※1) 都市公園面積については、令和12年(2030)年度までに約0.1㎡/人増加させることで、整備する面積が約6.26ha必要となる。

(※2) 都市公園等とは、都市公園に都市公園と同等の機能を有する類似施設であるコミュニティスポーツ広場、小中学校グラウンドを含む。

[都市公園面積]

■現況(令和2(2020)年度末)
約6.4㎡/人



■目標(令和12(2030)年度)
約6.5㎡/人

[都市公園等面積]

■現況(令和2(2020)年度末)
約17.9㎡/人



■目標(令和12(2030)年度)
約18.0㎡/人

(2) 緑地の確保目標

1) 行政区域に対する持続性のある緑地の割合(地域制緑地面積)

平成22年から令和2年の10年間で、保安林と農用地の合計で800ha近くの緑が減少しており、今後も減少することが予想されている中、本計画では、これらの緑地の減少を抑制するとともに、法や条例等に基づく優良な農地や森林等の緑地の保全により、行政区域

の約3割を占める持続性のある緑地(地域制緑地)の現状維持を目指します。

また、市街地内にはまとまった緑が少ないことから、民有地も含めた緑地の創出や緑化の推進を図ることにより、持続性のある緑地の補完に努めます。

■現況(令和2(2020)年度末)
29.0%



■目標(令和12(2030)年度)
29.0%(現状維持)

(3)市民の緑や環境に対する意向に関する目標

1)市民満足度調査(緑あふれる環境整備)

令和2年の市民満足度調査によると、「緑あふれる環境整備」における満足度と重要度の相関図による分析では、重要度、満足度ともに高い領域にあります。そのため、今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持する必要があります。

ます。今後は、安全で快適な公園、緑地空間の整備により、現時点での満足度の水準を維持しつつ満足している割合の向上を目指します。

■現況(令和2(2020)年度末)
満足している割合 37.7%



■目標(令和12(2030)年度)
満足している割合 50.0%

(4)市民との協働による緑の保全・創出に関する目標

緑の質を高めていくためには、市民と行政が協働し、適切な役割分担のもとで緑を守り育てていくことが

必要です。そのため、市民との協働による緑の保全・創出に関する目標を設定します。

1)公園里親制度活用団体数

本市では公園里親制度を設け、市民と協働で公園の環境美化や花壇等の育成管理を行っています。今後もこれらの取組みを推進し、市民との協働による美しい緑のまちづくりに努めます。



■現況(令和2(2020)年度末)
87団体



■目標(令和12(2030)年度)
150団体

2)借地公園数

人口が集中する地域における公園の設置や緑地の不足を少しでも解消するため、市が無償で借り受けた土地に借地公園(街区公園)の整備を

行います。(1箇所当たり0.05~0.25ha)(東広島市借地公園の設置に関する要綱 平成22年3月31日告示)

■現況(令和2(2020)年度末)
4箇所



■目標(令和12(2030)年度)
10箇所

第2章 基本理念と基本方針

緑の将来像、基本方針、施策の体系

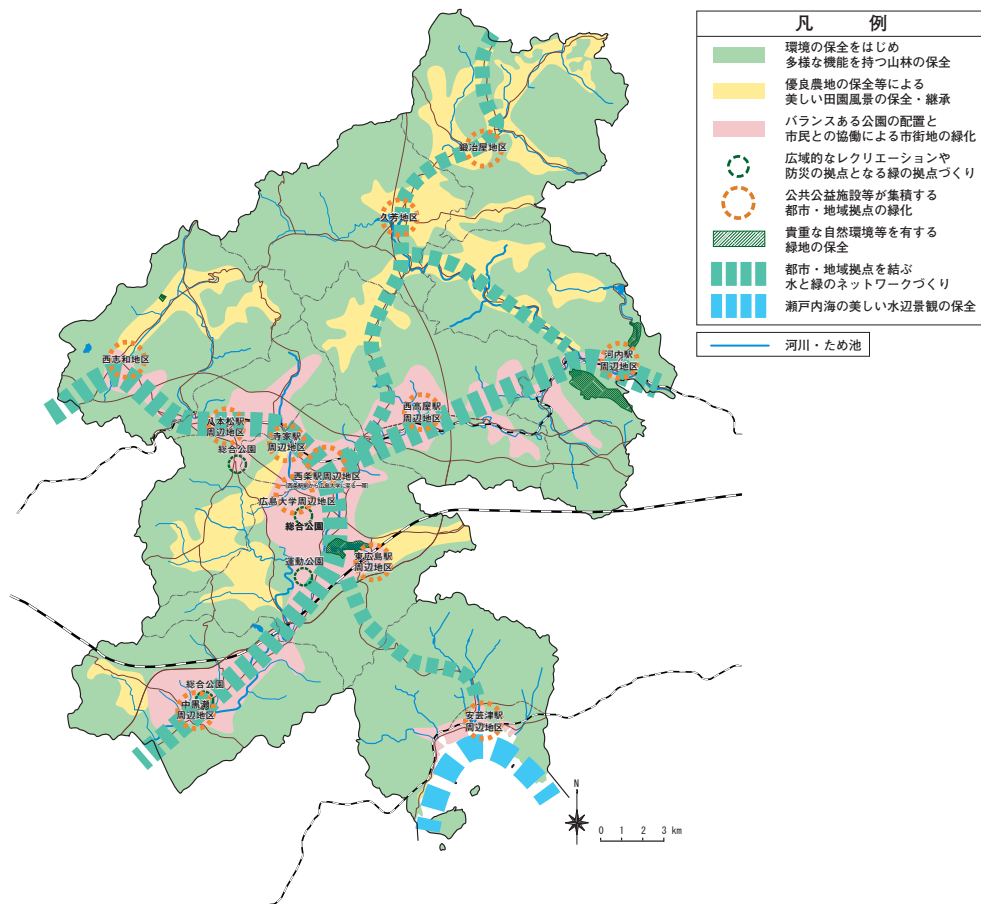
緑の将来像

「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち東広島」

基本方針

- ①緑の仕事づくり：山林・農地の保全活用による農林業の活性化
- ②緑の暮らしづくり：公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成
- ③緑の人づくり：市民参画による緑の環境づくり
- ④緑の活力づくり：歴史・文化・環境に配慮した都市の構築
- ⑤緑の安心づくり：災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上

緑の将来像図



施 策

施策-1 山林の保全と活用

(基本方針①④⑤に対応)

- ①適切な管理による山林の保全と活用 ②森林吸収源対策の推進

施策-2 農地の保全と活用

(基本方針①②③に対応)

- ①農地の保全 ②農地の多様な利用促進

施策-3 歴史ある緑の保全と活用

(基本方針④に対応)

- ①良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全 ②歴史的・文化的に意義のある緑の保全と活用

施策-4 河川、海岸とため池の保全と活用

(基本方針②⑤に対応)

- ①河川の緑の保全と活用 ②瀬戸内海の保全と活用 ③ため池の緑の保全と活用

施策-5 住区基幹公園等の整備

(基本方針②③に対応)

- ①配置バランス等を考慮した身近な公園整備の推進
②緑化重点地区の設定による計画的な公園・緑地の配置
③借地公園制度等を活用した公園の整備 ④学校グラウンド等の活用

施策-6 都市基幹公園等の整備

(基本方針②に対応)

- ①総合公園の長寿命化及び計画的な更新 ②運動公園の機能拡充

施策-7 安全で安心な公園等の整備

(基本方針②⑤に対応)

- ①ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備 ②公園の適切な維持・管理

施策-8 災害に強い緑の整備

(基本方針②⑤に対応)

- ①災害の防止を図るための緑地の保全・整備
②防災機能を有する公園・緑地等の整備、及び避難機能に配慮した空間の形成

施策-9 公共公益施設の緑化

(基本方針②③に対応)

- ①道路の緑化 ②学校の緑化 ③公営住宅の緑化 ④市庁舎等公共公益施設の緑化

施策-10 民有地、企業地等の緑化推進

(基本方針②③に対応)

- ①地区計画による緑化推進 ②緑地協定による緑化推進
③開発行為等における緑化推進 ④民有地の緑化推進

施策-11 新たな手法を用いての緑の拠点づくり

(基本方針②③④に対応)

- ①緑地保全・緑化推進制度(みどり法人制度)
②市民緑地認定制度(都市緑地法第60条の市民緑地設置管理計画の認定制度)
③公募設置管理制度(Park-PFI制度)

施策-12 緑を支える人づくり、仕組みづくり

(基本方針②③に対応)

- ①市民参画・市民協働の促進 ②森林に関わる機会の創出
③緑化活動支援の充実 ④情報提供の充実

第3章 計画推進のための施策

施策-1 山林の保全と活用

[基本方針① 緑の仕事づくり:山林・農地の保全活用による農林業の活性化]

[基本方針④ 緑の活力づくり:歴史・文化・環境に配慮した都市の構築]

[基本方針⑤ 緑の安心づくり:災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上]

市域の約6割を占める山林の緑は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などさまざまな機能を有し、本市の緑豊かなまちづくりの基盤、骨格となること

から、これらの緑の保全を図るとともに整備・活用を進めます。

①適切な管理による山林の保全と活用

山林は、生態系を支えるなど豊かな自然環境を有し、市街地の後背地景観ともなっており、その良好な緑の環境や景観を維持していくためには、適切に管理していくことが必要です。

このため、北部や南部の自然豊かな山林は、森林法をはじめとした各種法令や森林の適正な整備・保全のための森林計画制度に基づき適切な維持管理を行います。また、近年松枯れや竹林の増加、手入れ不足等により里山の荒廃や防災機能が低下しており、地域団体による取組みの活動を支援するなど、次世代に継承すべき貴重な財産としてこれら山林の保全に努めます。さらに、環境教育の場、アウトドアスポーツ等のレクリエーションの場、森林浴などの保健・休養の場など、市民・地域・企業などが、森林を空間として利用する取組みを推進します。



②森林吸収源対策の推進

2021年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度において温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。我が国では2030年度における森林吸収量の確保に向け、様々な森林吸収源対策を進めるとしています。

本市においても、健全な森林の整備や保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の検討、市民協働の森林づくり等を推進し、森林吸収源対策を推進します。



施策-2 農地の保全と活用

- [基本方針① 緑の仕事づくり:山林・農地の保全活用による農林業の活性化]
- [基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]
- [基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり]

農地には、食糧の安定供給以外にも、国土保全や水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、やすらぎ空間の創出など、農業生産を通じて生まれる多面的機能があります。しかし、宅地等への転用や耕作放棄地の増加等によって、年々適正に管理される農

地は減少しているため、優良農地の保全を図り、耕作放棄地の解消と発生を抑制し、農地の適正な利用を推進するとともに、市民農園や農業体験など地域資源を活用した自然に接する場などを提供する取組みを推進します。

①農地の保全

本市の農地は、総面積の約11%、7,110haで、その内約5,293haが農用地区域に指定されています。良好な生産環境を有するこれらの優良農地は保全に努め、特に、ほ場整備された景観は、水と緑と土が調和する美しい田園風景として保全を図ります。

また、近年増加している耕作放棄地については、発生を抑制するとともに、その解消に努め、農地の有効活用を図ります。



【主な事業等】

- ・中山間地域等への助成事業の推進
- ・農地保全及び良好な景観形成に向けた事業の推進
- ・耕作放棄地の解消活動への支援

②農地の多様な利用促進

農地の保全管理と、農業体験や食の安全志向など市民のニーズを満たすため、土地所有者の意向を考慮しながら市民農園として活用するなど、市民が身近に土と触れ合える場の創出を図ります。

遊休農地や耕作放棄地については、農地の流動化を進め、農地の利用促進による有効活用を図ります。



第3章 計画推進のための施策

施策-3 歴史ある緑の保全と活用

[基本方針④ 緑の活力づくり:歴史・文化・環境に配慮した都市の構築]

自然公園の緑や社寺林、地域のシンボルとなっている樹木等は、本市に残る歴史的な緑、貴重な緑として保全と活用を図ります。

①良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全

竹林寺用倉山県立自然公園や大宮八幡宮緑地環境保全地域、榊山緑地保全地域、及び正福寺公園、安芸国分寺歴史公園などは、歴史的・文化的資産及びその周辺の樹林地等が一体となって歴史的環境と調和した素晴らしい自然環境と景観を創出しています。このため、今後もそれらの自然環境や景観の保全に努めるとともに、広く市民が自然に親しめるよう適正な維持管理及び環境整備に努めます。



②歴史的・文化的に意義のある緑の保全と活用

社寺林や巨樹、名木などの緑は、面積が小さなものが大部分を占めますが、それぞれに歴史があり、地域のシンボルとなっているため、積極的に保存します。

また、安芸国分寺歴史公園や鏡山城跡は、市街地の貴重な歴史的文化遺産としての整備が進められており、歴史的な景観の保全を図りつつ、市民との協働による公園づくりを進めます。

その他個人住宅等にも巨樹や名木がありますが、建て替え時等に喪失する可能性もあるため、保存樹や天然記念物指定等による保存や維持管理への支援を検討します。



施策-4 河川、海岸とため池の保全と活用

〔基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成〕

〔基本方針⑤ 緑の安心づくり:災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上〕

河川や海岸における連続的に続く水と緑は、生態系等の保全にとって非常に重要なものであり、散策路としてのレクリエーション空間等、多様な機能を持って

います。このため、できる限り河川本来の自然に近い連続性を確保するとともに、その活用に努め、水と緑のネットワークの形成を図ります。

①河川の緑の保全と活用

水と緑は相互に密接に関連し、生物が生きていく上で欠くことのできないものです。また、市街地を流れる黒瀬川などは、水と緑に親しめる都市の貴重なオープンスペースとして、生態系の保全や連続した緑の景観形成など、都市の骨格を形成する重要な要素となっています。

このため、自然が残る黒瀬川、瀬野川、沼田川などの河川については、可能な限り保全し、その他の河川についても治水・利水に加えて環境や地域の歴史・文化との調和にも配慮する「多自然川づくり」の理念に基づき、自然護岸整備や河川本来の河岸の保全・再

生等により、都市における連続した水と緑の空間づくりに努め、自然と人が共生する姿を目指します。



黒瀬川河岸緑地(黒瀬)

②瀬戸内海の保全と活用

瀬戸内海の優れた風景地を保全するとともに、その活用を図るため、瀬戸内海の水辺景観の保全や案内板・道標の設置などを検討します。



瀬戸内海(安芸津)

③ため池の緑の保全と活用

農業用水の確保を目的に造られたため池は、長い歴史の中で豊かな自然や景観も提供しており、人々の文化や生活を育み続ける地域の貴重な財産となっています。このため、ため池の保全とあわせて、地元管理者と協議しながら、水辺の緑を活かした憩いの空間としての利用などを検討します。



第3章 計画推進のための施策

施策-5 住区基幹公園等の整備

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり]

住区基幹公園とは、主として近隣住区内の市民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、市民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる小規模な公園で、その規模・機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

住区基幹公園は、公園が不足している地域の解消に努めるとともに、緑化重点地区の設定や借地公園制度など、多様な手法を活用した公園の整備を推進します。また、整備にあたっては、市民のアイデアや意向を取り入れながら、みんなが利用しやすい公園づくりを進めます。

①配置バランス等を考慮した身近な公園整備の推進

公園が不足する地域を優先して、歩いて行ける範囲を踏まえた配置バランスや人口の集積、医療機関など周辺施設の立地状況による需要等を考慮し、地域の特色を活かした公園の整備を推進します。



②緑化重点地区の設定による計画的な公園・緑地の配置

土地地区画整理事業予定区域などでは、緑化重点地区の設定による住区基幹公園等の計画的な配置を推進するとともに、民有地も含めた面的な緑化を推進します。



③借地公園制度等を活用した公園の整備

用地の取得が困難な地域では、借地公園制度を活用した公園整備を行うなど、多様な手法を活用した身近な公園の整備を推進します。



④学校グラウンド等の活用

小中学校は地域住民の交流の場、レクリエーションの場としての機能も有しており、公園等が不足する地域では、積極的な学校グラウンドの利用促進とともに、統廃合となった学校グラウンド等については、市民に身近なレクリエーションの場としての活用を検討します。

また、廃止されたため池の有効活用や空き地の活用などを検討します。



施策-6 都市基幹公園等の整備

〔基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成〕

都市基幹公園とは、主に市域内に居住する全市民の安全で健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる大規模な公園で、その主な機能から

総合公園及び運動公園に区分されます。

これらの公園は、地域の特性を活かしつつ市民の多様なニーズに対応できるよう機能の強化・充実を図ります。

①総合公園の長寿命化及び計画的な更新

総合公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、鏡山公園、七ツ池公園、龍王山総合公園が位置付けられていますが、都市全体のバランスやニーズに配慮して施設の機能の強化・充実や長寿命化、及び計画的な施設の更新を行い、利用者が快適に利用できる公園づくりに努めます。

【主な事業等】

- ・総合公園の施設の長寿命化、及び計画的な更新



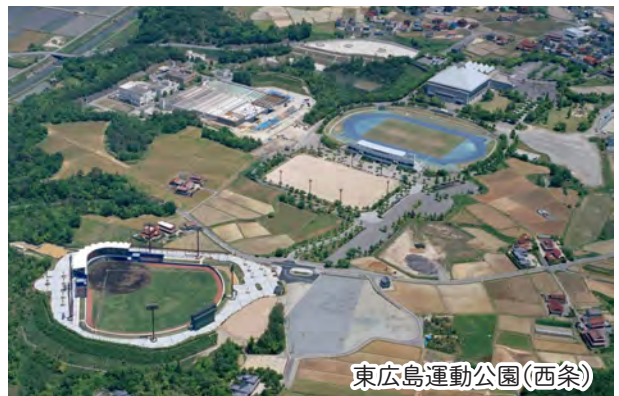
鏡山公園(西条)

②運動公園の機能拡充

運動公園は、主として運動の用に供することを目的とする公園で、本市では東広島運動公園が整備されていますが、都市全体のバランスやニーズに配慮して施設の機能の強化・充実や計画的な施設の更新を行い、利用者が快適に利用できる公園づくりに努めます。

【主な事業等】

- ・東広島運動公園の機能拡充



東広島運動公園(西条)

第3章 計画推進のための施策

施策-7 安全で安心な公園等の整備

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針⑤ 緑の安心づくり:災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上]

公園は、だれもが気軽に安心して利用でき、災害時には避難地となる施設であることから、ユニバーサルデザインに配慮した公園づくりや避難地としての機能の充実などに努めます。

また、老朽化した公園の再整備や長寿命化の推進により、既存ストックを活かした魅力的な公園づくりに努めます。

①ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備

子育て、健康づくりなど多様なニーズに対応するため、子ども、高齢者、障害者などを含む全ての市民が利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した公園づくりを推進します。



②公園の適切な維持・管理

公園内の施設の定期的な点検や樹木の適切な維持・管理による見通しの確保など、安全で安心して遊べる公園づくりに努めます。

また、公園の長寿命化計画を策定し、適切な維持・管理を進めます。



【主な事業等】

- ・公園施設長寿命化計画の策定
- ・公園施設長寿命化計画に基づく公園の適切な維持・管理

施策-8 災害に強い緑の整備

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針⑤ 緑の安心づくり:災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上]

近年、時間雨量が50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が、局地化・集中化・激甚化しています。また、地震や津波に関しては、近い将来高い確率で南海トラフ巨大地震が発生するといわれており、ハード・ソフトの両面からの対策を進めていく必要があります。

本市においても、平成30年7月豪雨の際には多数の土砂崩れ、河川氾濫が発生しました。

そのため、山林等の崩壊や河川の氾濫などによる自然災害の防止、災害時における避難路・避難地及び防災拠点の確保、火災の延焼防止など災害地域との緩衝地としての役割を果たす緑などの確保が必要とされています。

①災害の防止を図るための緑地の保全・整備

地すべり、崩壊等の危険性の大きい地域及び市街地内に存在する水害の発生のおそれのある地域にある緑地は、災害の防止を図るため、雨水の貯留・浸透機能を有する樹林地保全による都市型水害対策や、樹木の根や下草などの働きにより斜面崩壊の発生の防止など、森林や緑地の多面的機能が発揮されるように保全・整備を進め、ネットワーク化を図ります。

特に、東広島市は花崗岩を主とした酸性岩が広く分布し、保水力に乏しい土壤に覆われているという地質特性を考慮して、対策を進めます。

また、生垣や屋敷林による火災の延焼防止に加え、市街化区域内にある農地についても、災害時に様々な役割が見込まれるため、土地所有者等の理解が得

られると考えられるものについては、防災に資する緑地として位置づけて適正な保存を図ります。



龍王山総合公園(黒瀬)

第3章 計画推進のための施策

②防災機能を有する公園・緑地等の整備、及び避難機能に配慮した空間の形成

木造住宅密集地や狭隘道路(幅員4m未満)が多い地域においては、安全な市街地の形成が必要とされています。このため、危険地区の改善の他、避難地となる大規模な公園(東広島運動公園、龍王山総合公園等)、教育施設(小学校、中学校等)との連携を図りつつ、災害時における避難場所や援助活動の場となる身近な公園・広場やポケットパークの確保、防災機能向上を進めていきます。

特に、近年は突発的に頻発しているゲリラ豪雨の影響により、水被害が多く発生していることを踏まえ、公園・緑地等の適正配置に努め、市民避難の促進や日常的な避難訓練としての活用など、公園としての施設整備や利活用を推進していきます。

またこれらの避難場所等へのアクセスは、ゆとりのある歩行者空間等の避難機能を有する道路が重要です。そのため、避難場所等へ接続する道路や一次避難場所と広域避難場所とを結ぶ避難路のネットワーク

化、避難路機能を有する公園・緑地の確保などが求められています。そこで、高幅員の歩道や滞留スペースを整備するなど、歩行者と自転車が安全に通行・共存できる空間を確保していきます。

市街地においては、緊急輸送路やその他の幹線道路等により、防災拠点や避難場所との円滑なアクセスが確保されるように留意しつつ、緑のネットワークとしての整備も検討します。特に歩道・自転車道が設置される都市計画道路等の避難機能を高めるとともに、道路管理者との連携により、安全で潤いのある自転車・歩行者空間のネットワーク形成を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、「三つの密」の回避、感染症拡大防止と経済社会活動の両立を図るため、防災機能とともに都市生活に潤いをもたらす公園・緑地等オープンスペースの充実を図ります。



かまどベンチ

[出典・URL]https://www.athome.co.jp/contents/disasterprevention/measures/park/?fbclid=IwAR3LqVzazqk2OvDpwuNT_1i2nsH-BRnoZWUOe_tsBr_mTOjsxraESqXNiU



既存道路空間の再配分による幅の広い上下線ごとに双方通行可能な自転車道(国道16号線相模原市富士見地区)
[出典・URL]https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000737981.pdf

施策-9 公共公益施設の緑化

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり]

公共公益施設は、地域緑化の先導的役割を担うモデルとして、植栽や素材を工夫した美しい緑化など質の高い緑化、市民に開放された緑地空間づくりに努めます。

①道路の緑化

道路は河川と共に都市における最も連続性を持った施設であり、街路樹は市街地における緑のネットワークを形成する上で非常に重要です。このため、関係機関の協力を得ながら道路緑化に努め、避難路としての機能や緑のネットワーク形成の充実を図ります。

新たに整備を行う市街地内の都市計画道路等は、地元や道路管理者と協議を行い、幅員構成に応じた低木や高木等の街路樹を選定し、植樹帯の整備を推進するとともに、既存道路の街路樹については、適正な維持管理を行います。

また、緑化に際しては、本市の地域特性にあった郷土樹種の選択や連続性、安全性に配慮した緑化を推進します。



②学校の緑化

多くの人の目に触れやすい道路に接する部分(接道部)の生け垣化などにより、敷地外周の緑化、花壇の整備等の緑化を推進します。

また、地域活動の拠点となる学校は、シンボルとなる樹木の植栽や草花による季節感の創出などにより、子どもたちや地域住民のやすらぎの空間とするとともに、みんなの記憶に残る学校づくりに努めます。



高美が丘中学校(高屋)

第3章 計画推進のための施策

③公営住宅の緑化

公営住宅は、新設や建て替えの場合には住宅敷地周囲の生け垣化を含めた緑化を推進するとともに、

周辺の住環境の改善やまちなみ景観の形成に寄与するように努めます。

④市庁舎等公共公益施設の緑化

市民と密接な関係にある公共公益施設については、緑化推進のモデル施設として、質の高い緑化を進めます。

規模が小さく緑化が困難な施設については、生け垣や花壇の設置、屋上・壁面緑化なども検討し、さまざまな緑化を組み合わせながら施設景観の向上に努めます。



東広島市役所(西条)

施策-10 民有地、企業地等の緑化推進

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり]

緑豊かな市街地を実現していくためには、市街地の大半を占める民有地や事業所等の緑化推進が大きい

な役割を担っていることから、市民・企業自らがづくり、育てていく環境づくりを進めます。

①地区計画による緑化推進

現在、都市計画法に基づく地区計画を40地区で定め、地域の特色を活かした個性あるまちづくりの実現に向けて地域住民合意のもとに地区レベルで敷地面積の最低限度、建物壁面の位置、かき又は柵の構造等の規制をしています。今後も地区計画制度の活用により、ゆとりある居住空間の確保や生け垣の整備等による地域ぐるみの緑化推進を図ります。



広島中央サイエンスパーク(西条)

②緑地協定による緑化推進

緑地協定とは、都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、主に住宅の敷地内において、樹木の保全や植栽する生け垣の種類等を定めるものです。こうした制度がより多くの地区で活用されるよう、緑地協定の締結に向けての啓発や誘導に努めます。



佐倉染井野緑地協定

[出典・URL]<http://www.sakurasomeino.com/machinami>

③開発行為等における緑化推進

都市計画法によって3,000㎡以上の民間開発は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場の設置が義務づけられています。これらの公園等の適切な維持管理を推進するとともに、開発者の協力を得ながら造成時に生ずるのり面の緑化など、周辺の自然環境と調和のとれた緑化の推進に努めます。

また、大規模な工場及び事業所については、地域防災や景観の向上等を目的として、敷地外周等の緑化を促進します。



東広島中核工業団地(高屋)

④民有地の緑化推進

緑による良好な都市環境、都市景観を形成するには、市街地の大半を占めている民有地の緑化が必要となります。そのため、民有地の緑化を推進するための啓発を行います。



第3章 計画推進のための施策

施策-11 新たな手法を用いての緑の拠点づくり

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり]

[基本方針④ 緑の活力づくり:歴史・文化・環境に配慮した都市の構築]

潤いのある都市空間の形成や、市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに、公園などの施設緑地を整備し、自然・文化と触れ合え、交流を生み出す緑の拠点づくりを進めていきます。

そのため、緑の保全及び緑化の推進の新たな手法

についても、施策のツールとして検討を進め、地域資源を活用した個性あふれる緑の拠点、四季それぞれに楽しめる緑の拠点、水辺環境を活かした拠点、市民のふれあい拠点など、様々な緑の拠点づくりとして、個性的な緑の空間の形成を図ります。

①緑地保全・緑化推進制度(みどり法人制度)

財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことには限界があります。一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がっており、このような民間主体を公的にみどり法人として位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組みを推進することができます。(都市緑地法第69条)

みどり法人となりうる法人は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、その他の非営利法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社です。みどり法人は、地方公共団体と同様に、土地等の所有者と契約を締結

して、市民緑地を設置し、管理すること等が可能となります。この制度の利用により、地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの民間主体が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能になります。



国土交通省HP みどり法人制度先進事例

[出典・URL]<https://www.mlit.go.jp/common/001317156.pdf>

②市民緑地認定制度(都市緑地法第60条の市民緑地設置管理計画の認定制度)

都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在しています。また、地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。

市民緑地認定制度は、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、市民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)。(都市緑地法第60条)

この制度における、植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助や、土地に係る固定資産税・都市計画税の

軽減の優遇措置等を活用し、NPO法人や企業等の民間主体が、空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを検討します。



かしわ路地裏市民緑地(柏市)

[出典・URL]<http://green-connection.tokyo/PDF/Slides05.pdf>

③公募設置管理制度(Park-PFI制度)

まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能(景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい)を発揮する必要があります。

また、緑豊かなまちづくりに向けては、これまで宅地化を前提としてきた都市農地が減少傾向にあり、一人当たり公園面積が少ない地域が存在するといった量的な課題や、公園ストックの老朽化の進行や魅力の低下、公園空間の有効活用等といった質的な課題が顕在化しています。その一方で、前述したように使い道が失われた空き地が増加している傾向がうかがえます。

しかしながら、地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界があります。

公募設置管理制度(Park-PFI制度)は、都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きを実施し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。(都市緑地法第5条の2～第5条の9関係)

公募設置管理制度(Park-PFI制度)に基づき選定された事業者は、上限20年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能となります。そのため、民間の参入促進、優良投資促進につながり、民間資金、指定管理者制度による民間ノウハウなど、民間活力の最大限活用が図れます。

また、都市公園では、オープンスペースの確保のため公園施設の建ぺい率を原則2%と規定していますが、休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合には、建ぺい率の優遇措置があります。

さらに、選定された事業者は、自転車駐車場・地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔を占用物件(利便増進施設)として設置できるため、地域住民の利便の増進、事業者の収益向上による優良投資促進につながります。

Park-PFI制度の活用実績は、令和元年9月末時点で35事例あり、それ以降100箇所での活用を検討が進んでいます。本市においても多様な世代の多様なニーズに対応し、楽しめる施設の充実に努めるために、制度の活用を検討します。



泉北ニュータウン・大蓮公園「SUE PROJECT」(大阪府堺市)
[出典・URL]<http://www.realpublicestate.jp/post/park-pfi-sue-project/>



北谷公園(東京都渋谷区)
[出典・URL]<https://erimane.com/report-kitaya/>

第3章 計画推進のための施策

施策-12 緑を支える人づくり、仕組みづくり

[基本方針② 緑の暮らしづくり:公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成]

[基本方針③ 緑の人づくり:市民参画による緑の環境づくり]

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、市民・企業・行政のパートナーシップが重要であるため、緑を支える人や組織づくりを推進するとともに、活動の支援に

ついて検討します。また、市民が緑への関心を高め、理解を深めるための施策を展開します。

①市民参画・市民協働の促進

本市では、公園・道路・河川の緑化に取り組んでいる団体や自治会、グループが年々増えてきています。地域でこれら団体等との協働により維持管理を行うアダプト制度の普及啓発や、指定管理者制度の導入を検討するとともに、市民自らが積極的に参画できる緑の整備・維持管理の体制・環境づくり、緑のボランティアの育成を推進します。



国土交通省HP みどり法人制度先進事例

[出典・URL]<https://www.mlit.go.jp/common/001317156.pdf>

【主な事業等】

- ・アダプト制度(東広島市公園里親制度、広島県マイロードシステム、広島県ラブリバー制度)等の普及・啓発

②森林に関わる機会の創出

山や木を身近なものとして理解し、森林保全活動への参加や地域資源の利用促進につなげるために、森林環境教育や研修の実施の支援など、森林に関わるきっかけづくりとなる取組みを推進します。



【主な事業等】

- ・森林環境教育の推進
- ・里山資源マイスター養成講座の実施

③ 緑化活動支援の充実

市民の主体的な緑化活動を支援していくために、生け垣設置や屋上・壁面緑化、駐車場緑化などに対する助成制度の活用や、活動に伴う関係機関との調整等による緑化活動への支援を検討します。



身近なみどり民間施設緑化事業(埼玉県)

[出典・URL] <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorisaisei-top/minkanhojyo.html>

④ 情報提供の充実

より多くの市民の関心を高めるために、緑に関する様々な情報を提供し、緑豊かなまちづくりの推進に向け、広報紙、パンフレット、インターネットによる情報提供の充実や、学校における環境教育の推進等を図ります。

また、他都市の緑化施策や市民参画・市民協働の取組み事例に学び、緑豊かなまちづくりへの関心を高めるようなシンポジウムの開催、庭木の剪定やガーデニングなどの講習会や教室の開催等を検討し、緑に関する学習の場を増やしていきます。



第4章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区の設定

(1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、都市緑地法で「緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけられており、公園緑地の

整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的、効果的に図り、今後の緑豊かなまちづくりのモデルとなる地区です。

(2) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区には、モデル地区として高い波及効果をもたらすことが期待できる地区を設定する必要があります。

そのため、地域の特徴を活かし、緑化推進に資する地区として、防災上課題がある地区・土地区画整理

事業が実施されている地区など、公園緑地の整備や道路の緑化などを一体的に進めることのできる、都市計画事業による面的な整備を実施(予定・検討)することとしている次の3地区を、本計画における緑化重点地区として設定します。(図4-1)

緑化重点地区位置図

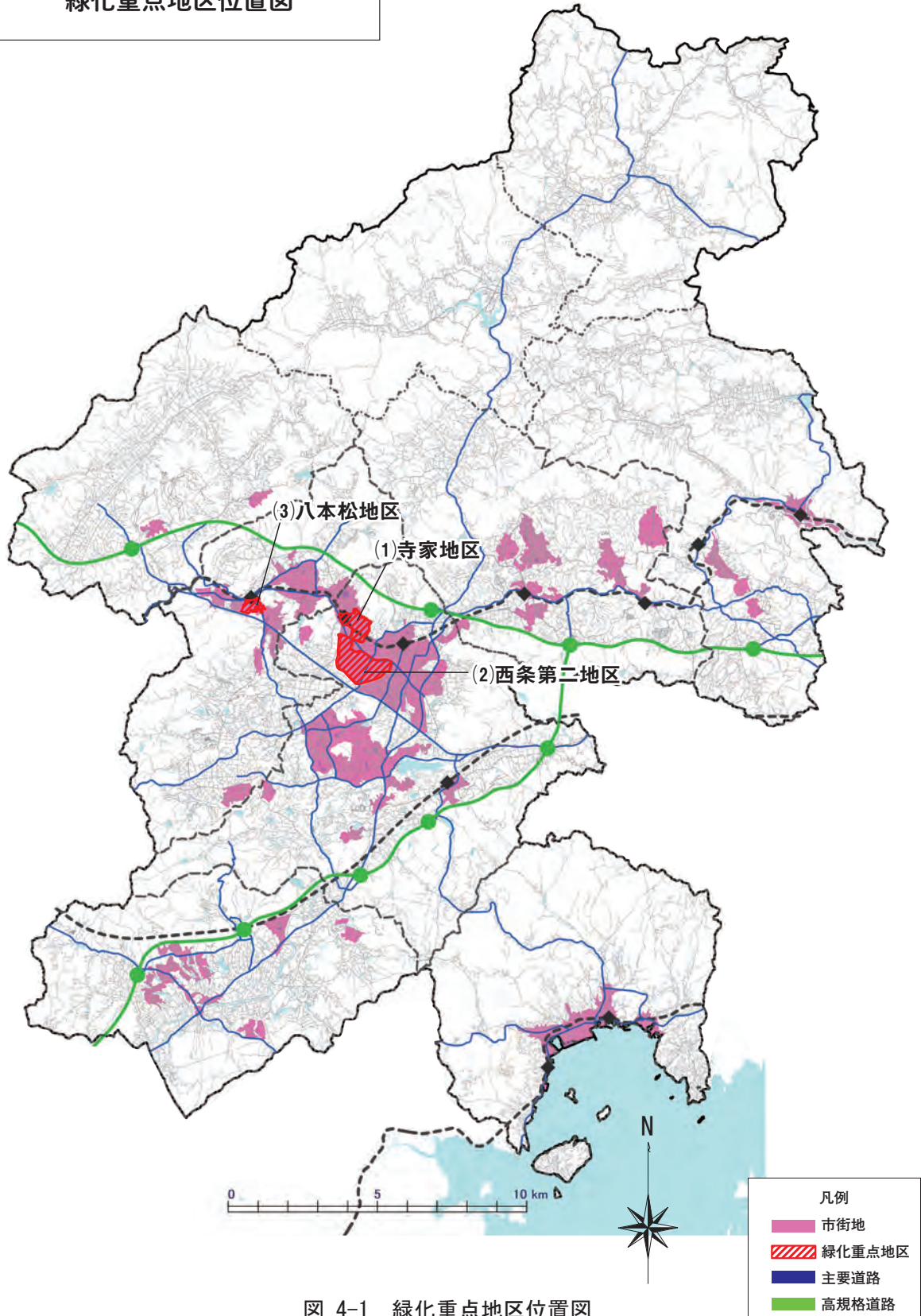


图 4-1 緑化重点地区位置図

第4章 緑化重点地区

2.地区別整備方針

(1)寺家地区(約56.4ha)

1)地区の現状と課題

寺家地区は、JR西条駅を中心とした本市の中心市街地に近接し、JR寺家駅の設置に伴う土地区画整理事業及び地区計画により、計画的に良好な居住環境の整備を進めている地区となっています。

今後は、幹線道路の緑化や、市民に身近な公園の

整備、地区計画を活用した民有地の緑化を進め、緑豊かな空間形成を図る必要があります。

2)基本方針

土地区画整理事業で整備した街区公園や緑地、街路樹の保全、活用により、緑豊かな都市基盤の形

成を図るとともに、民有地においては、地区計画等による緑化を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

3)施策の展開方針

● まもる ●

- 地区の西を流れる黒瀬川や地区内のため池、新たに整備される街区公園等は、市街地に存在する貴重な水辺・緑の空間として、地区住民との協働による清掃・管理を推進します。

● つくる ●

- 都市計画道路に植樹帯を設け、緑豊かな都市基盤整備を進めます。
- 地区計画区域においても、新たな市街地が形成されることから、区域周辺も含め、誘致圏域による配置バランス等を考慮した、新たな街区公園等の整備を検討します。
- 民有地の道路に面する部分においては、地区計画により、生け垣化を推進するなどの緑化を推進します。
- 駅周辺の店舗等については、緑や花による演出や、壁面緑化や屋上緑化等による緑化を推進し、緑豊かなまちの玄関口の形成を図ります。

● 広げる ●

- 駅周辺等の商業・業務地では、事業者のCSR活動などを通じて、緑化を推進します。
- 地区計画の周知や啓発等により、地区住民の緑化に対する意識の高揚に努め、緑化活動への参加を促進します。
- 公園や幹線道路・河川における緑の維持管理については、アダプト制度の活用にも努めるなど、地区住民との協働による維持管理体制の充実を図ります。

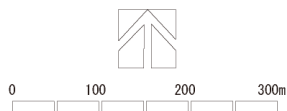
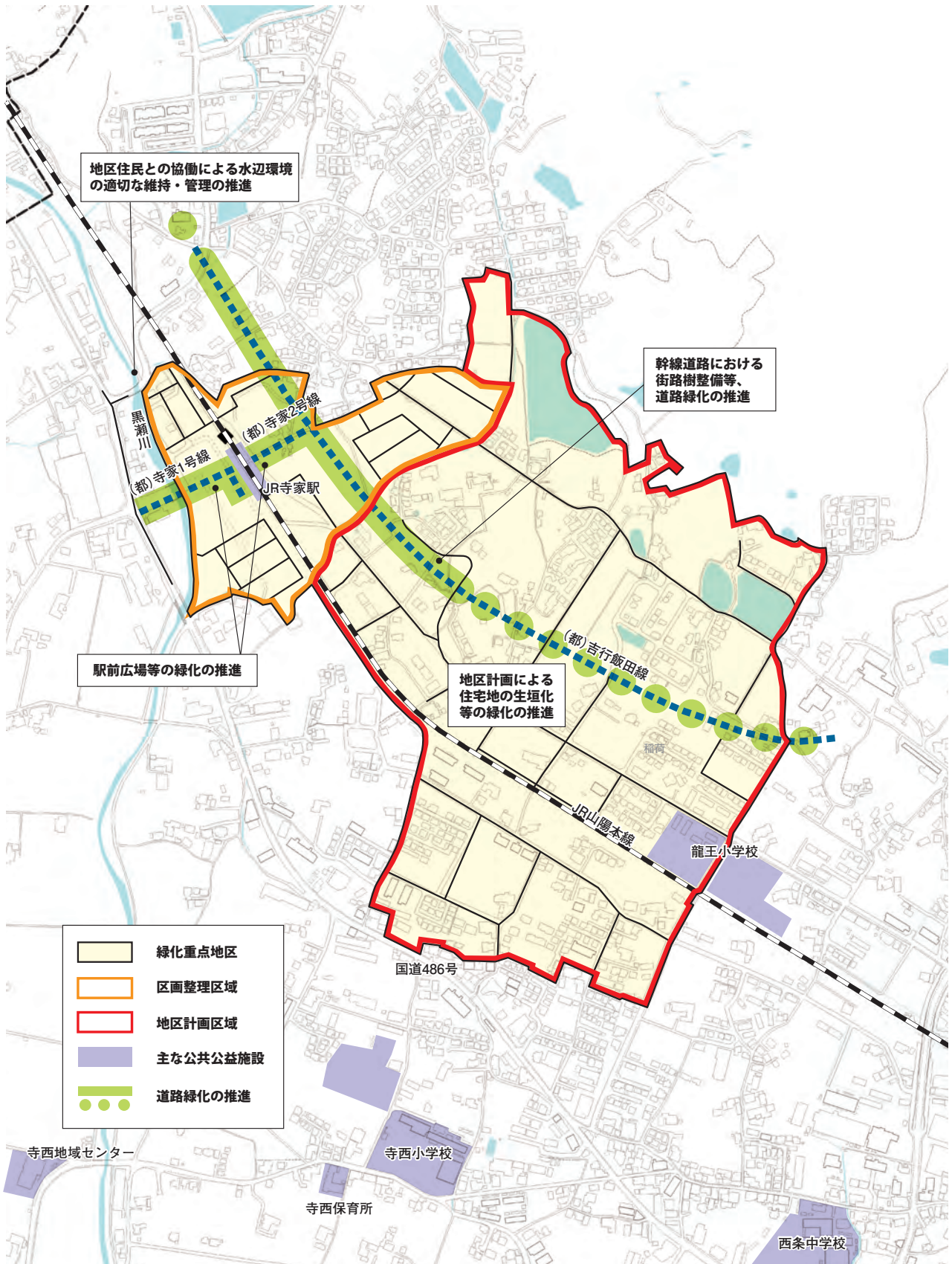


図 4-2 地区別整備方針 寺家地区

第4章 緑化重点地区

(2)西条第二地区(約157.9ha)

1)地区の現状と課題

西条第二地区は、JR西条駅とJR寺家駅の間中部に位置する、国道486号と黒瀬川に囲まれた地区であり、南北に都市計画道路上寺家下見線、東側には都市計画道路西条中央巡回線、西側には都市計画道路寺家中央線の整備が進むと、さらに市街化が促進すると予測されます。

本地区は、平成29年に市街化区域に編入されているものの、地区内の道路は狭隘なところが多く、離合

が困難な状況にあるとともに、農地からの宅地転用が進む地区であるため、大雨による浸水被害、公園の不足、緑の喪失が懸念されています。そのため、地区住民の生活の利便性及び安全性の向上に資する都市基盤を適切に配置し、周辺環境と調和の取れた良好な市街地の形成を図るため市民と協働して緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

2)基本方針

まちづくり協議会を中心に、西条第二地区地区計画が平成29年10月に決定しており、地区計画による身近な公園の整備、公共公益施設及び民有地緑化の

ルール作りや、都市計画道路の整備に伴う道路の緑化により、周辺の環境と調和し、魅力ある、落ち着いたまちなみの形成を図ります。

3)施策の展開方針

● まもる ●

- 地区の南を流れる黒瀬川は、市街地に存在する貴重な水辺・緑の空間として、地区住民との協働による清掃・管理を推進します。

● つくる ●

- 借地公園制度を用いた街区公園の整備を推進します。
- 民有地の道路に面する部分においては、地区計画により、生け垣化を推進するなどの緑化を推進します。
- 都市計画道路に植樹帯を設け、緑豊かな都市基盤整備を進めます。
- 幹線道路沿道の店舗等については、緑や花による演出や、壁面緑化や屋上緑化等による緑化を推進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 防災機能を有する公園の整備など、オープンスペースの充実を図ります。

● 広げる ●

- 地区計画に基づく、土地利用、地区施設の整備を進めるとともに、地区住民の緑化に対する意識の醸成に努め、緑化活動への参加を促進します。
- 公園・緑地や幹線道路・河川における緑の維持管理については、アダプト制度の活用を努めるなど、地区住民との協働による維持管理体制の充実を図ります。

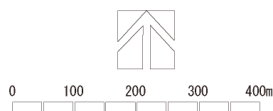
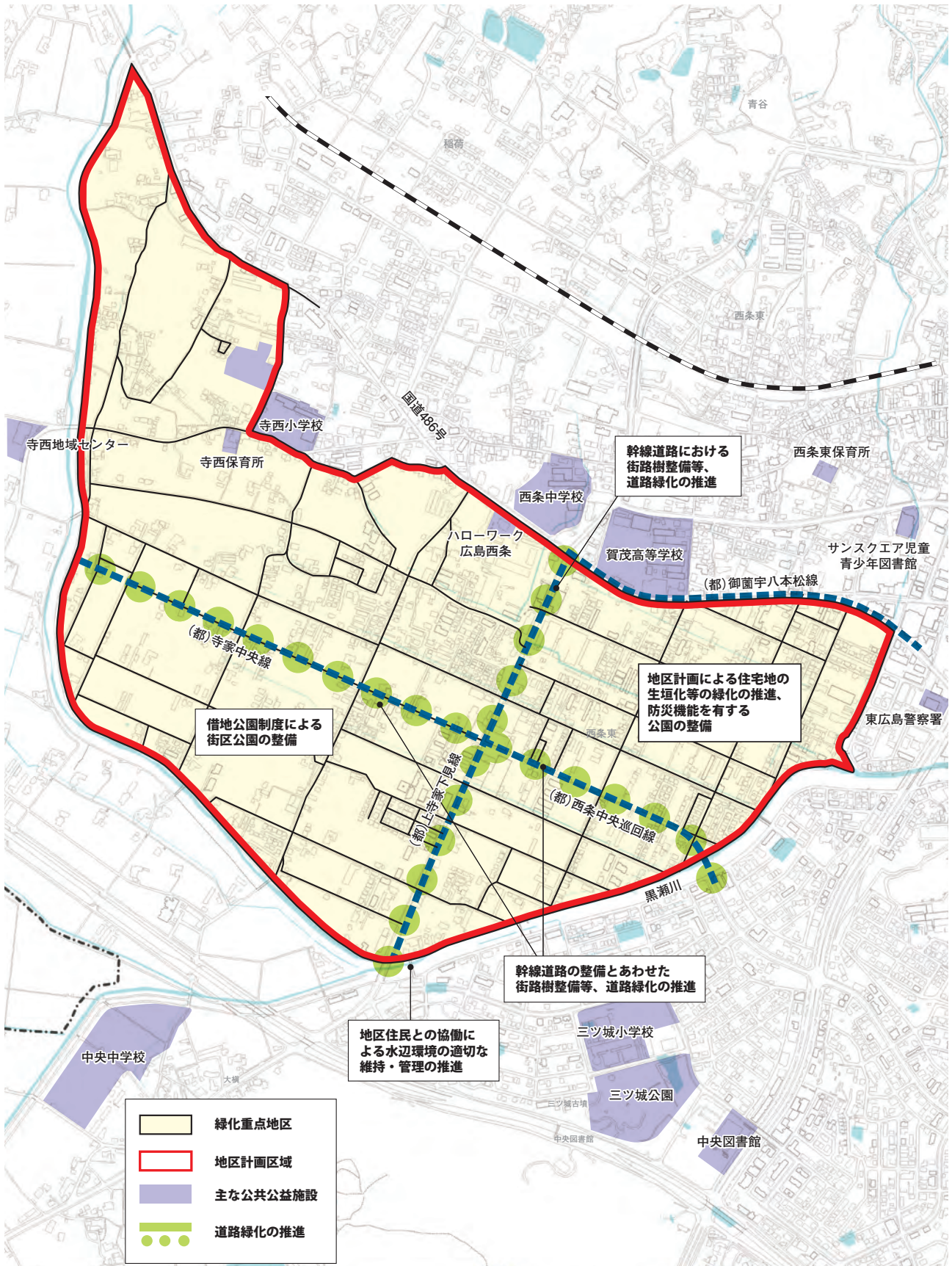


図 4-3 地区別整備方針 西条第二地区

第4章 緑化重点地区

(3)八本松地区(約27.8ha)

1)地区の現状と課題

八本松地区は、本市の西部に位置し、JR八本松駅及び国道486号に隣接する利便性の高い地区であり、土地区画整理事業により計画的な市街地の形成を図る地区として位置付けられています。

今後は、土地区画整理事業にあわせた幹線道路の緑化や、市民に身近な公園の整備、地区計画を活用した民有地の緑化を進め、緑豊かな空間形成を図る必要があります。

2)基本方針

土地区画整理事業にあわせて、街区公園や街路樹の整備により緑豊かな都市基盤を形成し、民有地

においては、地区計画等による緑化を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

3)施策の展開方針

● まもる ●

- 土地区画整理事業にあわせて新たに整備される街区公園は、市街地に存在する貴重な緑の空間として、地区住民との協働による清掃・管理を推進します。

● つくる ●

- 土地区画整理事業区域内では、街区公園等の整備を進めるとともに、都市計画道路に植樹帯を設け、緑豊かな都市基盤整備を進めます。
- 民有地の道路に面する部分においては、地区計画により、生け垣化を推進するなどの緑化を推進します。
- 駅周辺の店舗等については、緑や花による演出や、壁面緑化や屋上緑化等による緑化を推進し、緑豊かなまちの玄関口の形成を図ります。

● 広げる ●

- 駅周辺等の商業・業務地では、事業者のCSR活動などを通じて、緑化を推進します。
- まちづくり協議会を通じた、地区計画等のルールづくり等により、地区住民の緑化に対する意識の高揚に努め、地区住民の緑化活動への参加を促進します。
- 公園や幹線道路・河川における緑の維持管理については、アダプト制度の活用にも努めるなど、地区住民との協働による維持管理体制の充実を図ります。

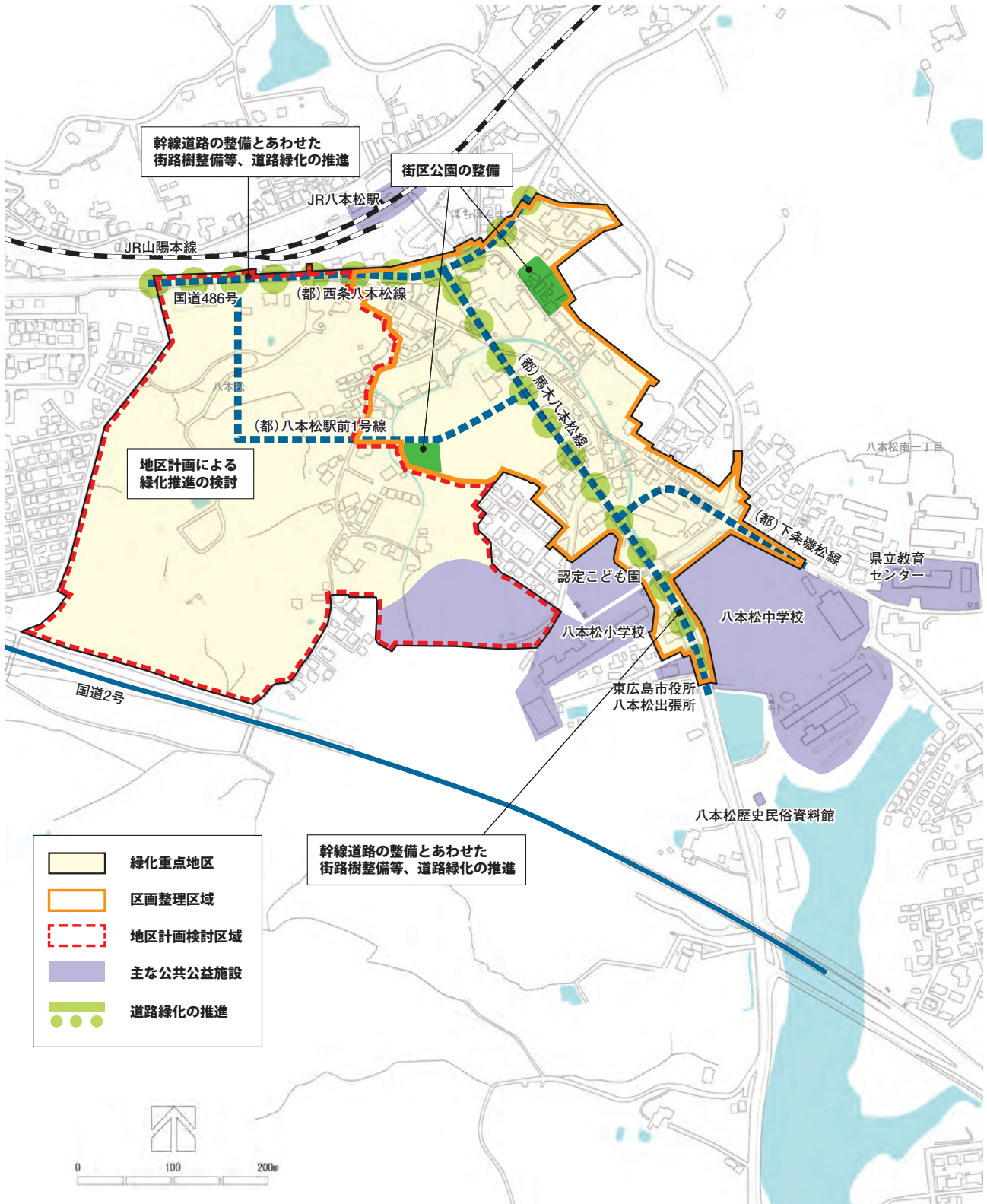


図 4-4 地区別整備方針 八本松地区

参考資料 用語の解説

あ行

アダプト制度

アダプトとは、養子縁組をするという意味です。公園や道路などの公共施設を地域住民や団体、企業が愛情をもって清掃、美化といった管理をする制度をいいます。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置されます。

オープンスペース

公園や広場、水面など、建物に覆われていない土地の総称です。

温室効果ガス

地面から放射された赤外線を吸収し地表を暖める性質を持つ気体の総称で、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄を温室効果ガスとして削減を義務付けています。

か行

街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置されます。

協働

市民、事業者と行政が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を活かしながら協力して公益的サービスの提供に取り組むことをいいます。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所当たり面積2haを標準として配置されます。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分で、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいいます。

後背地

対象地区の背景となっている田園風景や山林などのことをいいます。

さ行

里山

人里に近く、人間の日常生活に関わりの深い山などのことで、環境省では、奥山と都市の中間にある集落や雑木林、田畑、草原など人間活動によって維持されている「二次的」な自然と定義しています。

CSR活動

Corporate Social Responsibilityの略で、「企業の社会的責任」と訳されます。企業は経済活動だけでなく、社会的公正や環境等への配慮など、従業員、投資家、地域社会の利害関係者に対して責任ある行動をとることが求められています。

市街化区域

既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定しています。市街化区域には、土地利用を適切に誘導するために用途地域を指定することになっています。

市街化調整区域

自然環境や農業等を保全するために宅地の立地を抑制する地域で、原則として建物を建てたり、開発を行うことはできません。

指定管理者制度

公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された民間事業者等に委任する制度をいいます。

市民農園

市民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

借地公園制度

公園や緑地の整備において、公園管理者（市）が土地所有者との間で15年の貸借契約（無償）を結び、土地を借り受けて都市公園を開設する制度です。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置されます。

た行

多自然川づくり

地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくりや河川の管理を行うことです。

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林のことです。

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴い温室効果が強まることで地球の気温が上昇し、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象をいいます。

地区計画

比較的小規模な地区を対象として、地区の特性に応じて公共施設の配置、建築物の用途、形態などの制限などを定め、良好な居住環境の維持・形成等を目指す都市計画法上の制度のことです。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所当たり面積4haを標準として配置されます。

特定保留区域

市街地開発事業等により数年以内に確実な市街化が見込める区域において、土地区画整理事業等による計画的な市街地整備の見通しが明らかになるまでは、市街化区域への編入を保留しておき、その事業等の具体化が確実になった時点で随時、市街化区域に編入するものです。

は行

パートナーシップ

立場の異なる人やグループが、お互いの信頼と理解のもとに、役割の分担と連携を図りながら、協力して取組みを進めることです。

パブリックコメント

行政が主要な施策や計画を決定する過程でその趣旨や内容などを素案として公表し、広く市民の意見を求め、それらの意見を踏まえて施策や計画を決定していく仕組み、手続きのことです。

バリアフリー化

障がい者や高齢者の生活や活動に不便な障害を取り除くことです。

保安林

水源のかん養や災害の防止、生活環境の保全などを図るため、森林法に基づいて指定された森林のことで、伐採や土地の形質の変更などが制限されます。

ま行

木質バイオマス

バイオマスは、「再生可能な生物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたもの」です。このうち、木を資源とする、製材、合単板、集成材及びプレカット工場等の木材加工工場においてそれぞれの製品を製造する過程で生じた樹皮、端材等及びおがくず等を木質バイオマスといいます。

や行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことです。

ユニバーサルデザイン

製品や建物などを作る場合、はじめから、障がい者や高齢者なども含めすべての人にとって利用可能な使いやすい形に設計することです。

用途地域

一定の建物の集積がある地域で互いの生活環境や業務の利便を守るために、地域の特性に応じた建物用途等を決める制度をいいます。用途地域は「住居系」「商業系」「工業系」に分けられ、12種類の用途地域が設けられています。

ら行

リフレクション

事実やデータに基づいて、ありのまま客観的に経験を振り返ることを意味します。また、他から強制されるのではなく、当事者が自ら主体的に振り返るのがリフレクションになります。「振り返り」はこれまでの経験を活かし、次のアクションにつなげる意味合いが強いですが、「リフレクション」はこれまでの実施状況を見直し、新たな「気づき」を経て次のアクションにつなげるという意味合いが強くあります。

緑地環境保全地域

市街地やその周辺地域で良好な自然環境を形成している区域、地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と自然とが一体となって良好な自然環境を形成している区域で、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいいます。

第2次東広島市緑の基本計画

令和5年3月

東広島市 都市部 都市計画課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL.082-420-0954 FAX.082-421-3233



東広島市